

東金市第2次地域福祉計画 地域福祉活動計画

〔平成29年度～平成33年度〕

自然豊かな郷土で 市民が支え合って
ぬくもりあふれるまち 東金



平成29年3月

東金市・東金市社会福祉協議会



計画の基本理念

自然豊かな郷土で 市民が支え合って
ぬくもりあふれるまち 東金

ごあいさつ

近年、わが国では、急速な高齢化の進展に加えて少子化・核家族化が進み、コミュニティ意識が希薄化しています。また、地域においては、さまざまな課題を抱え支援を必要とする方が増加しています。

このような中、誰もが住みなれた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、本計画の策定主体である行政や社会福祉協議会だけでなく、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人等の民間団体が地域福祉活動を推進すると同時に、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりを進めることが重要になっております。

本市では、平成28年度から32年度までを対象期間とした東金市第3次総合計画第4期基本計画において、基本方針のひとつに「ぬくもりのあるまちづくり」を位置付け、市民の健康を支える保健・医療の充実、地域で支えあう思いやりのある社会福祉の推進、安心して生み育てる子育て支援の充実、生きがいと安心の高齢者施策の充実、安心して暮らせる社会保障の充実を進めることとしています。

このたび、本市では、「自然豊かな郷土で 市民が支え合って ぬくもりあふれるまち 東金」を基本理念に、地域で支え合うまちづくりの指針となる「第2次東金市地域福祉計画」を、社会福祉法人東金市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体として策定しました。第2次計画では、第1次計画の理念を引き継ぐとともに、より地域の状況に合った施策を展開していくことを目指しております。

本計画の策定にあたりましては、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会をはじめ、アンケート調査、地域福祉計画策定懇話会、関係団体ヒアリング調査等において貴重なご意見・ご提言をいただきました。ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

今後とも、市民の皆さまとともに、福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

東金市長 志賀 直温

ごあいさつ

東金市社会福祉協議会は、住民による助け合い組織として昭和29年に創設され、昭和49年に社会福祉法人の認可を受けました。以来、住民をはじめ、区会(自治会)、民生児童委員、ボランティアなど、あらゆる社会福祉団体、組織の相互理解と協働により地域福祉を推進して参りました。平成7年3月に策定した「さわやかプラン」では、「ふれあいささえあいのある住みよいまちづくり」をスローガンとし、地域福祉推進体制の充実発展を目指しました。

近年、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法に対する権利擁護の問題など、地域における生活課題は多様化しています。このような状況において、住民一人ひとりが地域の課題を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として意識し、地域の活動に参加することが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

今回の「地域福祉活動計画」では、地区別地域福祉の推進を重点プロジェクトとして位置づけ、地区ごとの特性に応じた課題への取り組みを行い、より極め細やかな地域福祉の推進体制の構築、将来的な地域の福祉力の育成・向上を目的に取り組んで参ります。地域づくりは住民が主体となって作り上げるものです。今後、住民の皆さま、地区社会福祉協議会や区会(自治会)、各種団体、事業者の皆さま、東金市とともに、本計画を推進して参りますので、積極的なご参加とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました計画策定委員の皆さまをはじめ、策定懇話会やアンケート調査において貴重なご意見をいただきました住民の皆さま、地区社会福祉協議会、区会(自治会)、関係団体等多くの皆さまに対し、心より厚く御礼申し上げ、ごあいさつといたします。

平成29年3月

社会福祉法人 東金市社会福祉協議会
会長 川嶋 正明

目次

総論

第1章 計画策定の基本事項

第1節 策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付けと期間	3
第3節 計画策定の経過	6
第4節 計画の進行管理	8

第2章 東金市の福祉を取り巻く状況

第1節 東金市の概況	9
第2節 地域の現状	14
第3節 本市における地域福祉の課題	21

第3章 計画の基本理念と施策の体系

第1節 計画の基本理念及び基本方針	24
第2節 計画の基本目標と重点プロジェクト	25

各論

第4章 基本目標別の取り組み

基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり	30
基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり	37
基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり	51

第5章 重点プロジェクトの取り組み

第1節 地区別地域福祉の推進	57
第2節 地区別の福祉の状況	60

資料

策定に係る資料

1 策定協議・検討に係る資料	86
2 用語一覧	99

※本文中に「〇〇〇※」とあるものは、用語一覧に説明を記載しています。

総論

第1章 計画策定の基本事項

第1節 策定の趣旨

近年、わが国の人口は平成20（2008）年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には少子高齢化という人口構造の変化がありますが、東金市（以下、「本市」）においても団塊世代※が老年人口に達した平成24（2012）年に高齢化率が大きく上昇し、超高齢社会※を迎えています。また、病気や障がい、経済的事情等により支援を必要とする方も増加しています。

これらの人々は、かつては家族や地域内での相互の助け合いによって支えられていましたが、現代社会においては家族や地域内における人間関係が希薄化したことにより、助け合いの仕組みの構築が困難な状況になっています。

また、ライフスタイルが多様化し、価値観が複雑化した現代では、ひきこもりや児童、高齢者及び障がい者に対する虐待といった新たな問題が発生しています。それに伴い、地域福祉のニーズは年々拡大しており、従来の行政主体の支援では対応しきれない状況となっています。

本市においても少子高齢化の傾向にあり、地域のコミュニティ意識が希薄化していることから、高齢者を中心とした生活支援を必要とする人々の増加が予想されます。

そこで、このような新たな問題に対処し、拡大した福祉ニーズへ対応するためには、行政による「公助」のみではなく、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題には、近隣における相互の助け合いや、地域・関係団体が関わって解決していく「共助」が不可欠であり、「自助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があります。

そのため、本市と東金市社会福祉協議会（以下、「市社協」）では、本市全体の地域福祉を促進するための指針として、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までを計画期間とする「東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

なお、計画策定にあたっては、本市の地域福祉の実情に根差した計画とするため、地区社会福祉協議会をはじめとする関係団体等から意見をいただき、策定作業を進めました。

第2節 計画の位置付けと期間

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画となります。

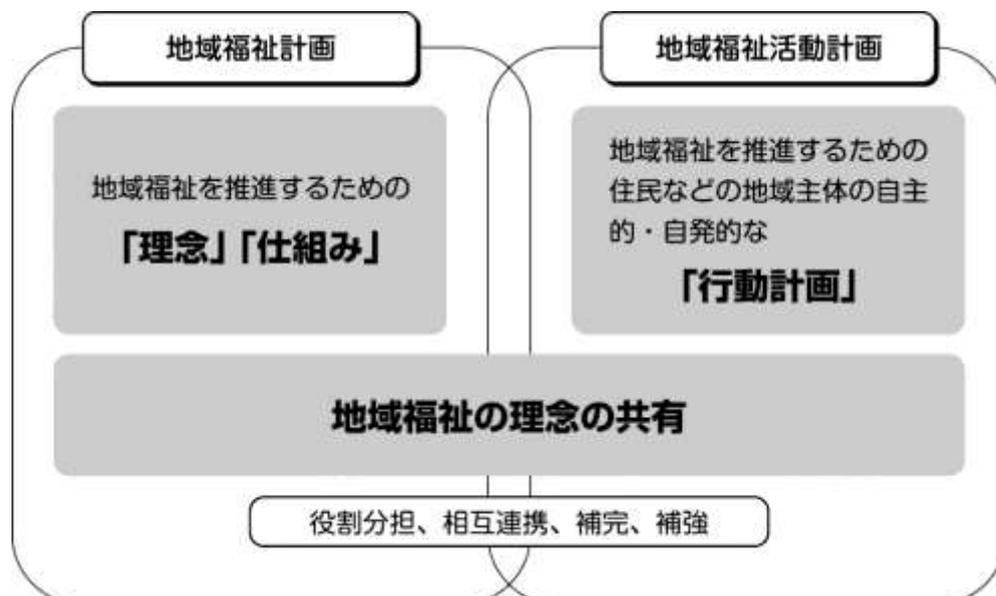
今回、本市と市社協では、理念・仕組みづくりの「東金市地域福祉計画」と、それらを実現するための「東金市地域福祉活動計画」を、一体型の「東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」）として策定しました。

また、国は「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を掲げ、「地域共生社会」※の実現を目指していますが、この実現のためには、市民の暮らしと生きがいを生み、地域をともに創っていく社会の形成が必要となります。

そのため本計画においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、本市においても、国の動向を踏まえながら、地域共生社会※の実現を目指します。

なお、本計画は、地域のさまざまな生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・共助・公助の概念のもと、行政運営の方針であると同時に、市民、区会（自治会）等の地域団体、事業者、関係機関などにとって、活動を推進する上での基本的指針となります。

■ 本計画の関連イメージ



(2) 計画の期間と法的根拠

本計画の実施期間は、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間とします。第1次計画における取り組みの成果や課題等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、本計画の法的根拠等については、以下の通りです。

① 地域福祉計画〔市町村〕

「地域福祉計画」とは、社会福祉法[※]第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

地域福祉計画は地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ◇地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ◇地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ◇地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省の策定指針により下記の事項を、計画に盛り込みます。

- ◇地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法（平成19(2007)年通知）
- ◇高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応（平成22(2010)年通知）
- ◇生活困窮者へのセーフティネット[※]の強化・生活支援（平成26(2014)年通知）

② 地域福祉活動計画〔市町村社協〕

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法[※]第109条の規定による民間組織である社会福祉協議会(社協)が、地域福祉の推進を目的として策定する行動計画であり、市町村社協が、上記の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となります。

地域福祉活動計画は地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項について記載します。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前三号に掲げる事業の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) その他の計画との関連

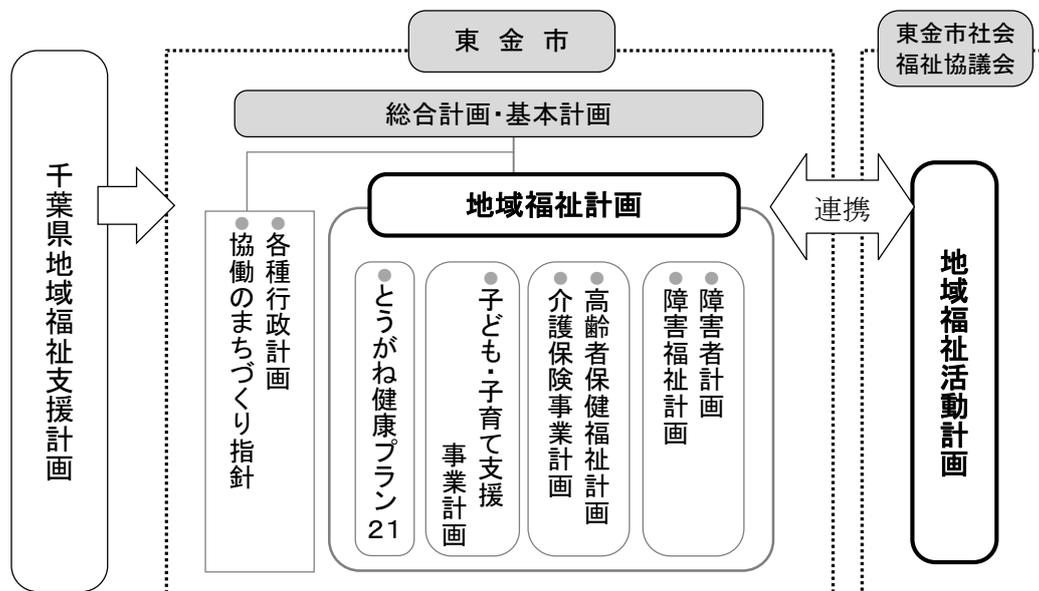
① 本市他計画との関連

本計画は「東金市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の個別分野を束ねた福祉分野に関する総合的な計画です。各種行政計画等との連携を取りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図ります。

② 他機関の策定する計画との関連

社会福祉法[※]第108条に基づき、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため策定された「千葉県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

■ 他計画との関連イメージ



(4) 第1次計画の理念の継承と発展

第1次計画は、福祉事業の取りまとめや周知啓発の役割を果たしてきました。

第2次計画では、前計画の理念を継承するとともに、取り組みの成果や課題を検証し、より実践的な計画とします。

第3節 計画策定の経過

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、下記①及び②により、計画策定に係る意見を聴取しました。

① 東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会による検討

策定委員会は、計画の策定にあたって市民参加を推進する観点から、公募委員、学識経験者及び関係機関代表等による委員の計15名で構成されています。

全3回にわたる審議を行い、意見をいただきました。

② 庁内検討委員会による検討

庁内における検討組織として、庁内検討委員会を設置しました。

委員会は関係各課の代表等で構成し、全4回にわたる庁内検討を行いました。

(2) 市民の意見やニーズの把握

① 市民へのアンケート調査

本調査は、地域福祉の現状、行政に対する要望、市民の地域福祉に対する意識等を把握し、計画に市民の声を反映していくことや、今後の福祉施策へ生かしていくことを目的として行いました。

■ 調査対象者・調査方法等

対象者	18歳以上の市民から2,000人を住民基本台帳より、無作為抽出
実施時期	平成28年7月9日～平成28年7月25日
配布・回収方法	郵送による発送・回収

■ 調査結果

回収票	700票
回収率	35.0%

② 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会

地域の福祉活動にご協力をいただいている方々から、地域の状況や地域福祉に関する意見を直接ご提示いただき、本計画をより地域に根差した計画とするための試みとして、以下の通り、ワークショップ形式による地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会を開催しました。

■ 開催日程・会場

開催日	対象地区	会場	対象地区	会場
	午前 10 時から		午後 2 時から	
7 月 2 日(土)	田 間 地 区	ふれあいセンター	大 和 地 区	大 和 公 民 館
7 月 17 日(日)	公 平 地 区	公平公民館	豊 成 地 区	豊 成 公 民 館
7 月 30 日(土)	正 気 地 区	正気公民館	福 岡 地 区	福 岡 公 民 館
7 月 31 日(日)	源 地 区	源 公 民 館	丘 山 地 区	丘 山 公 民 館
8 月 7 日(日)	城 西 地 区	台方公民館	嶺 南 地 区	東 金 市 役 所
8 月 21 日(日)	東金第 1 地区	東 金 市 役 所	東金第 2 地区	東 金 市 役 所

③ 関係団体へのアンケート調査

計画を策定する際の基礎資料とするため、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援等の各分野で地域福祉に携わる関係団体に対し、アンケート調査を実施しました。

- ◇子育て支援分野 (8 団体)
- ◇高齢者支援分野 (4 団体)
- ◇障がい者支援分野 (3 団体)
- ◇その他 (3 団体)

④ パブリックコメント

市民の皆さんからの意見を反映させるため、平成 29 年 2 月 27 日から平成 29 年 3 月 28 日までを期間とするパブリックコメント（市民意見の公募）を実施しました。

これにより寄せられた意見はありませんでした。

第4節 計画の進行管理

本計画は、策定された後も、計画が市民及び関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直していく必要があります。

① 東金市協働のまちづくり指針

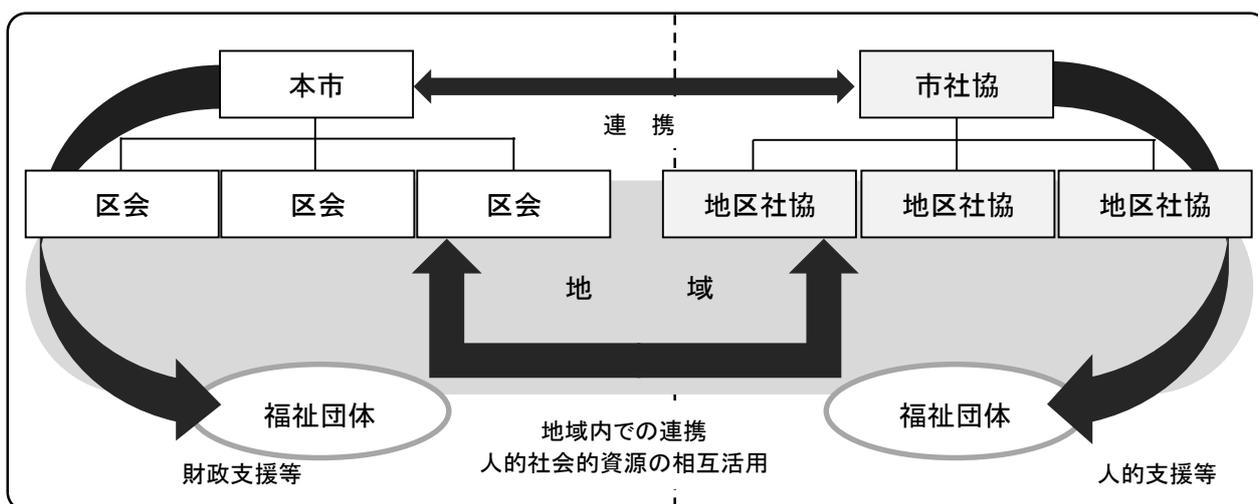
本計画は、市民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、「東金市協働のまちづくり指針」に基づき、地域住民をはじめ、地域、福祉団体・事業者、市社協、本市がそれぞれの役割分担のもと、本計画を推進します。

② 庁内関係各課による進捗管理及び評価

庁内においては、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て施策・健康施策・教育施策・防災等の関連計画を所管する関係各課において進捗管理及び評価を実施し、取りまとめを行います。

③ 本市と市社協との連携の強化

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、「福祉の両輪」としての整合を求められていることから、それぞれの策定主体である本市と市社協の連携強化を図ります。



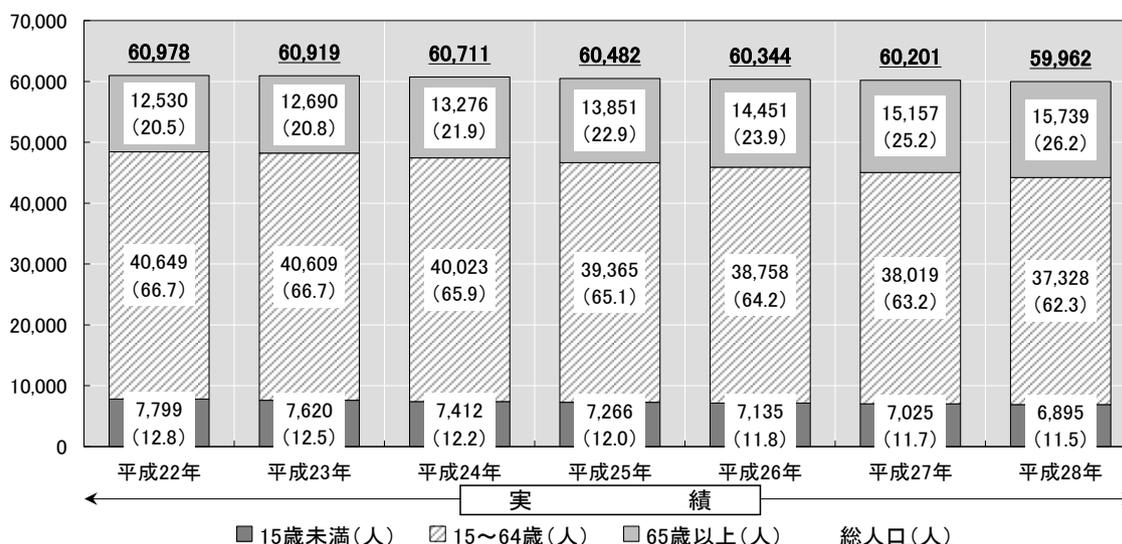
(2) 人口及び世帯の状況

① 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は、平成22(2010)年の60,978人から平成28(2016)年に59,962人となっており、総人口は1,016人の減少(▲1.7%)となっています。増減の内容は、年少人口が904人減少(▲11.6%)、生産年齢人口が3,321人減少(▲8.2%)し、一方で老年人口が3,209人の増加(25.6%)となっています。

年齢3区分別人口をみると、実数の減少とともに老年人口割合が、平成22(2010)年の20.5%から平成28(2016)年の26.2%まで増加し、超高齢社会[※]となっています。その他の区分の割合は、生産年齢人口が平成22(2010)年の66.7%から平成28(2016)年の62.3%、年少人口が12.8%から11.5%まで減少しています。

■ 総人口と年齢3区分別人口及び割合の推移(人、%)



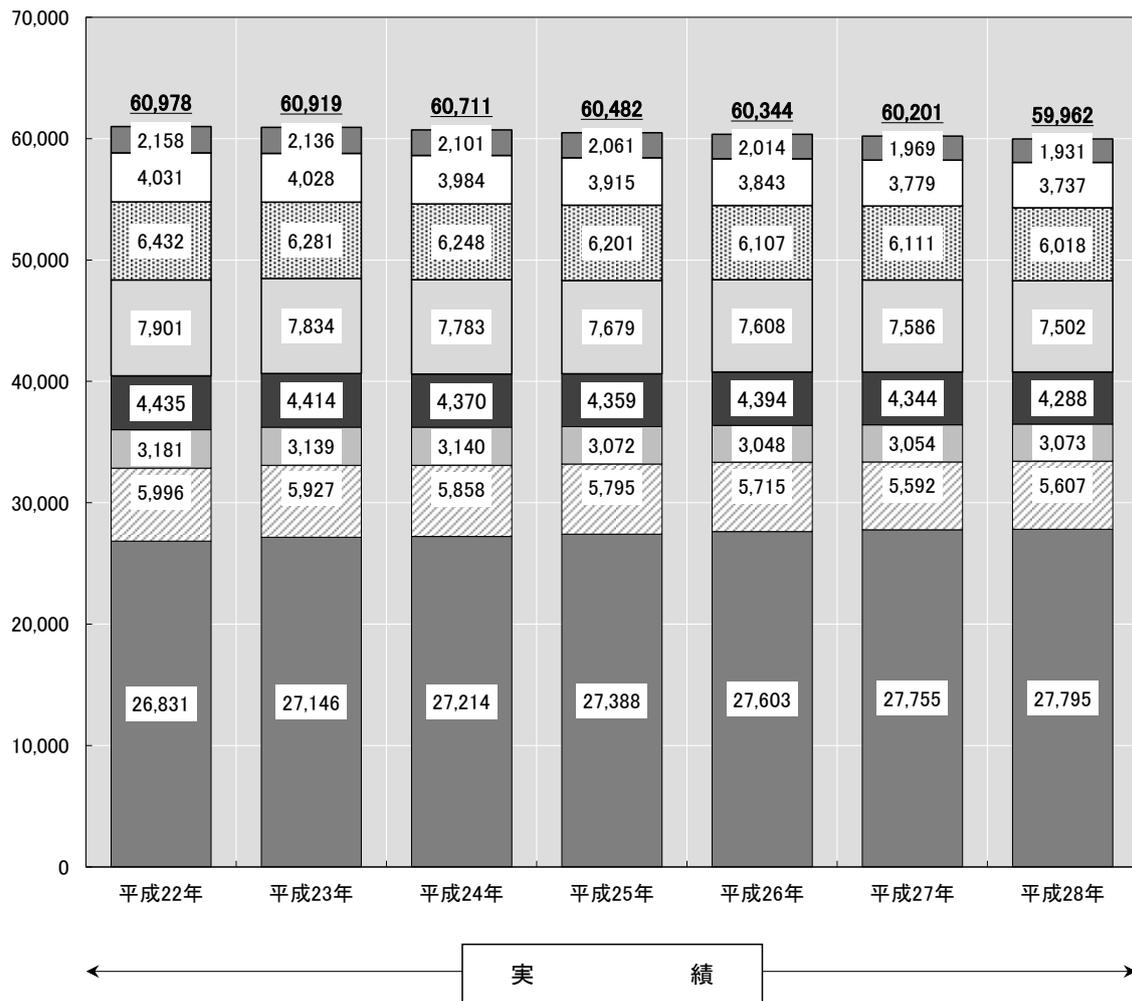
出典: 千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

※ 年齢3区分別人口は年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳~64歳)、老年人口(65歳以上)を指す。

地区別人口をみると、東金地区の人口は平成22(2010)年の26,831人から平成28(2016)年には27,795人(3.6%)に増加した一方、その他の地区では減少傾向にあります。

特に減少の割合が大きいのは源地区と福岡地区で、源地区は平成22(2010)年に2,158人だった人口が、平成28(2016)年には1,931人(▲10.5%)に、同じく福岡地区では4,031人から3,737人(▲7.3%)に減少しています。

■ 地区別人口の推移(人)



■ 東金地区 □ 公平地区 □ 丘山地区 ■ 大和地区 □ 正気地区 ▨ 豊成地区 □ 福岡地区 ■ 源地区 計

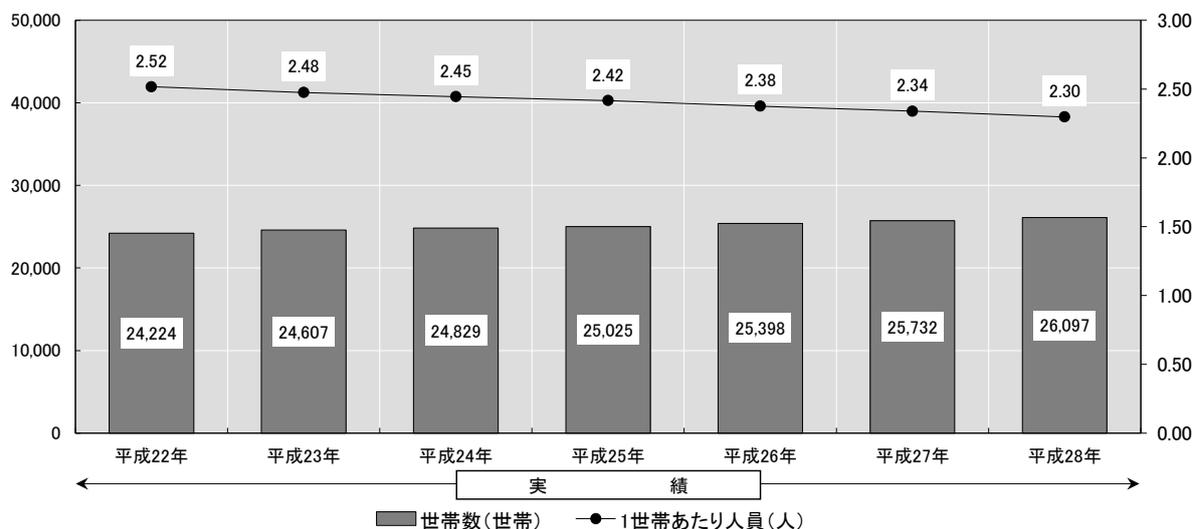
出典:千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

※ 地区別小計には秘匿措置分を含まないため、その合計と総合計は一致しない。

② 世帯数と世帯構造

本市の世帯数は、平成22（2010）年の24,224世帯から平成28（2016）年26,097世帯へと増加していますが、総人口が減少しているため、1世帯あたり人員は減少しています。

■ 世帯数と世帯構造の推移（世帯、人）



出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

国勢調査のあった平成22（2010）年と平成27（2015）年と比較すると、本市の一般世帯数は増加しており、単独世帯数は781世帯（2.2ポイント）の増加となっています。

一方、核家族世帯の割合は、非親族を含む世帯の減少と単独世帯（単身世帯）の横ばいの推移に伴い、全体に占める割合が増加していますが、世帯数は減少しています。

■ 一般世帯に占める世帯構成の推移（世帯、%）

	平成22年		平成27年	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
一般世帯	24,349	100.0	25,074	100.0
親族のみの世帯	16,477	67.7	16,441	65.6
核家族世帯	13,378	81.2	13,769	83.7
非親族を含む世帯	299	1.2	259	1.0
単身世帯	7,572	31.1	8,353	33.3

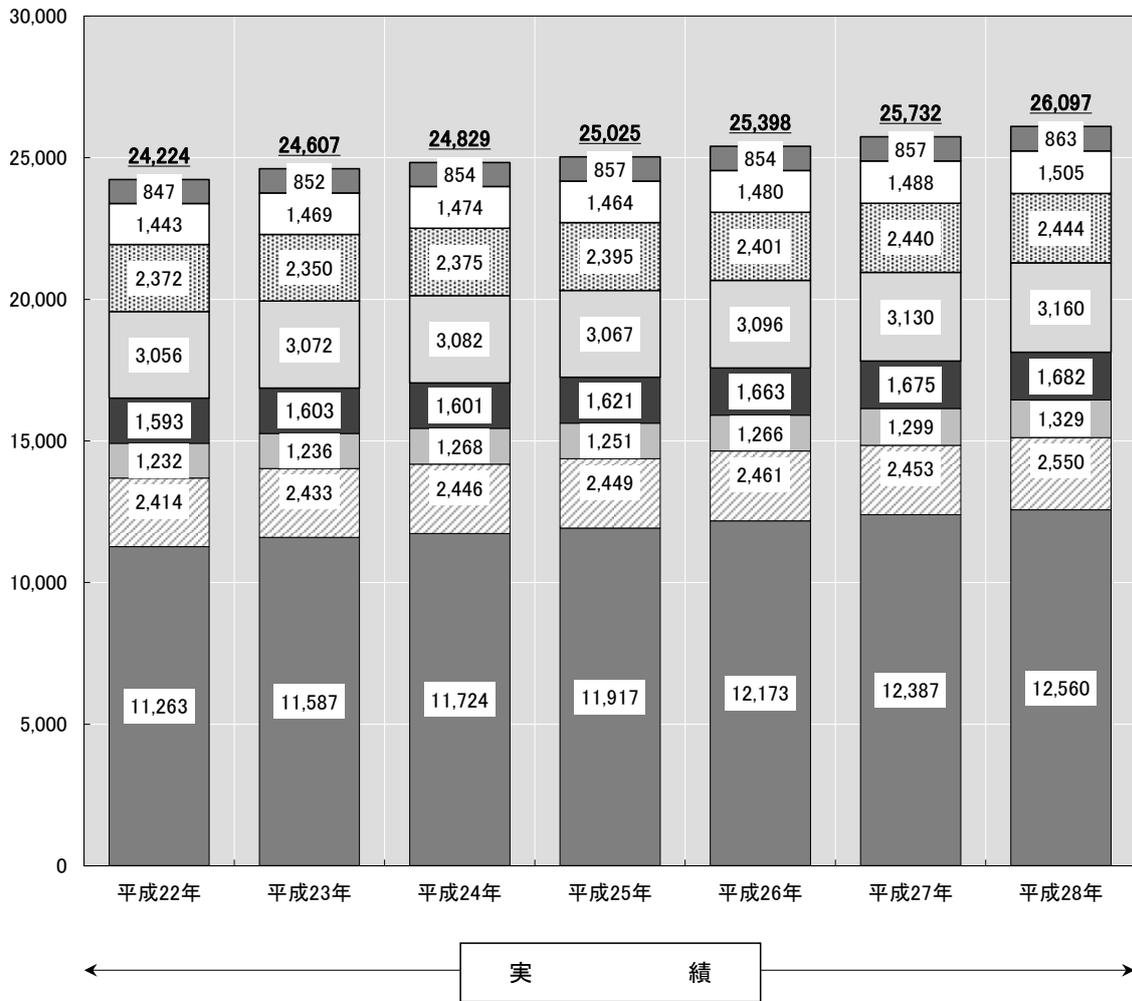
出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ 小数点第二位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 一般世帯とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者、船舶乗務員等）以外をいう。

地区別世帯をみると、特に増加数が多いのが東金地区で、平成22(2010)年の11,263世帯が、平成28(2016)年には12,560世帯となり、1,297世帯(11.5%)の増加となっています。

■ 地区別世帯の推移(世帯)



■ 東金地区 □ 公平地区 ▨ 丘山地区 ■ 大和地区 □ 正気地区 ▩ 豊成地区 □ 福岡地区 ■ 源地区 計

出典:千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年月1日現在)

※ 地区別小計には秘匿措置分を含まないため、その合計と総合計は一致しない。

第2節 地域の現状

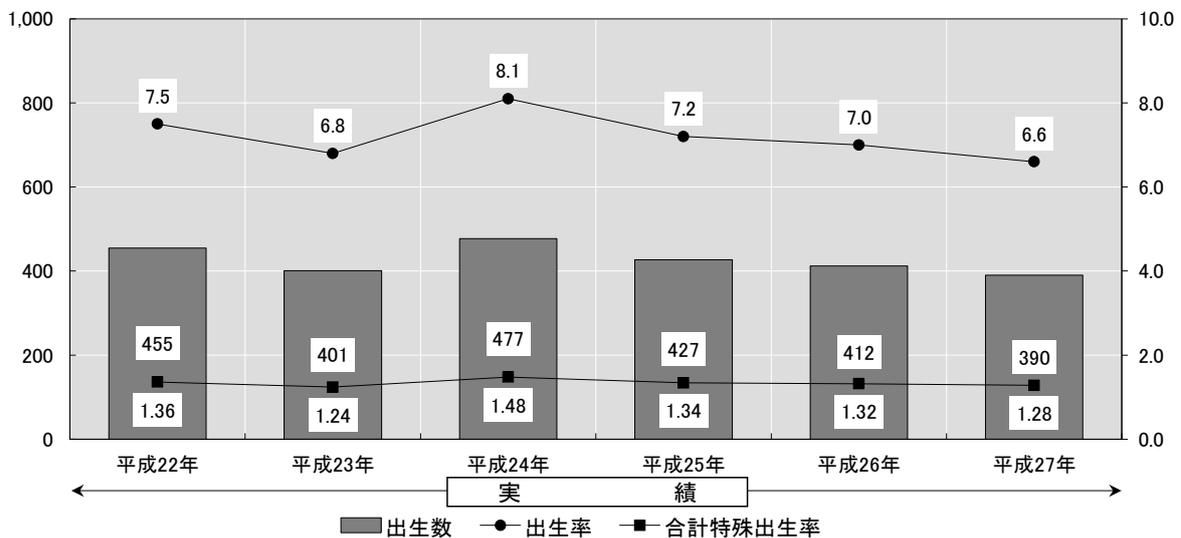
(1) 子どもの状況

① 出生の状況

出生数は平成24(2012)年に一時的な増加があったものの、毎年400人程度となっており、人口1,000人あたりの出生率は7.0前後で推移しています。

女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率※は、平成27(2015)年に1.28となっています。

■ 出生率の推移(人)



出典:千葉県「衛生統計年報」

※ 合計特殊出生率※は15歳～49歳女性の年齢別出生率に基づき算出されている。単位は便宜的に「人」を用いる。

※ 調査期間は、各年1月1日～12月末日まで。

② ひとり親の状況

ひとり親世帯数は平成22(2010)年から平成27(2015)年に増加がみられるものの、ほぼ横ばいとなっており、父子世帯が減少、母子世帯が増加となっています。

■ ひとり親世帯数の推移(世帯、%)

区分	平成22年		平成27年	
ひとり親世帯	413	100.0	417	100.0
父子世帯	50	12.1	47	11.3
母子世帯	363	87.9	370	88.7

出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ 国勢調査での「母子(父子)世帯」とは、未婚、死別、または離別の女親(男親)と、未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

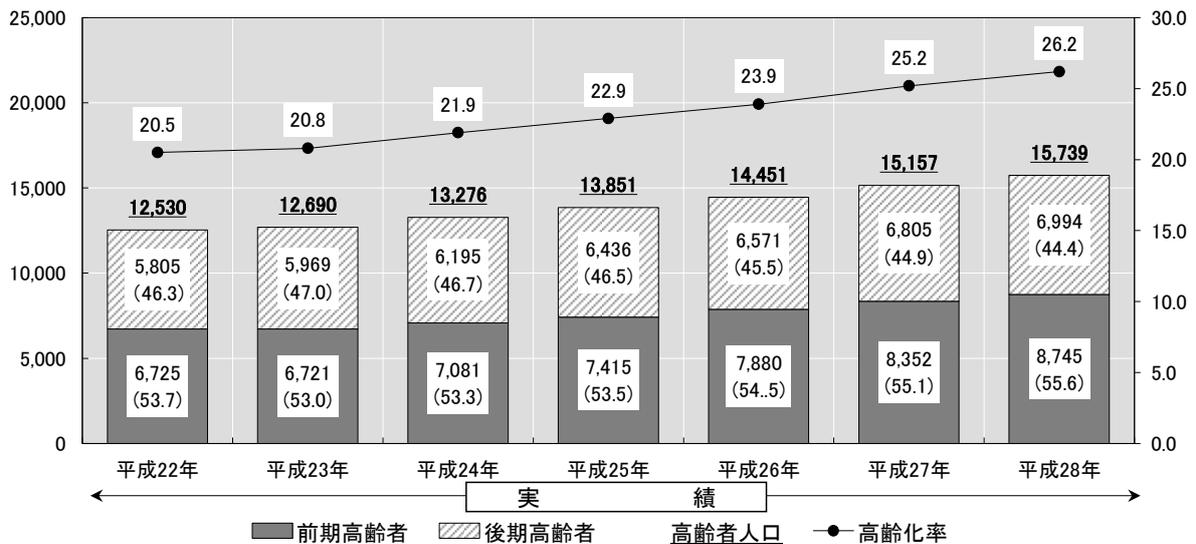
(2) 高齢者の状況

① 前期高齢者と後期高齢者の推移

高齢者数は前期・後期高齢者ともに増加しており、高齢化率も平成24(2012)年には21.9%にまで増加したことで、本市も超高齢社会※となっています。

また、前期高齢者と後期高齢者の構成割合は、平成23(2011)年まで後期高齢者の割合が増加傾向にありましたが、それ以降は前期高齢者の割合が増加しています。

■ 総人口における高齢者人口及び前期後期高齢者割合の推移(人、%)



出典:千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)

※ 前期高齢者は65歳～74歳、後期高齢者は75歳以上をいう。

② 高齢者の世帯の状況

高齢夫婦世帯、高齢単身世帯はともに増加しており、平成22(2010)年と比較して、平成27(2015)年の夫婦世帯は1.27倍、単身世帯は1.34倍となっています。

■ 高齢者に係る世帯数の推移(世帯、%)

区分	平成22年		平成27年	
一般世帯	24,349	100.0	25,074	100.0
高齢夫婦世帯	2,113	8.7	2,690	10.7
高齢単身世帯	1,708	7.0	2,297	9.2

出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

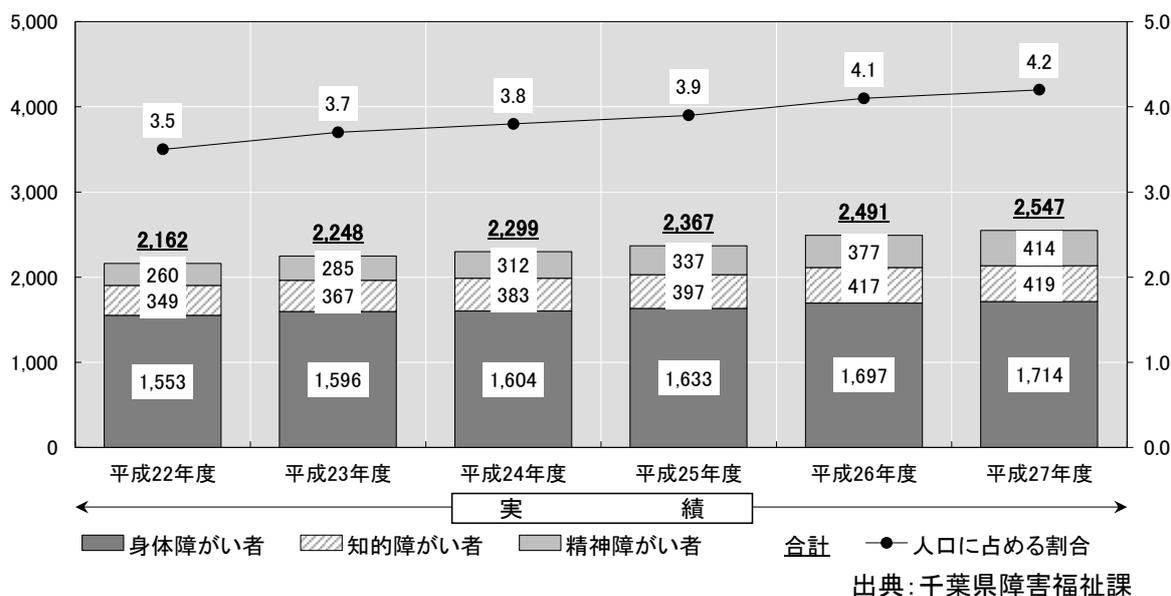
※ 国勢調査では「高齢夫婦世帯」は、夫65歳以上・妻60歳以上をいう。

(3) 障がい者の状況

① 障害者手帳保持者の状況

本市において、平成27(2015)年度の障害者手帳所持者は2,547人おり、身体障がい者[※]数が最も多い1,714人(67.3%)、知的障がい者[※]が419人(16.4%)、精神障がい者[※]が414人(16.3%)となっています。精神障がい者[※]は、平成22(2010)年度の260人から、平成27(2015)年度には414人(1.59倍)に増加しています。

■ 障害者手帳所持者数等の推移(人、%)



② 重度心身障害者[※]医療及び自立支援医療の状況

重度心身障害者[※]医療費及び自立支援医療制度[※](更生医療[※]・育成医療[※]・精神通院医療[※])等に基づく利用者は下記の通りです。

■ 重度心身障害者医療及び自立支援医療の給付状況の推移(人)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重度心身障害者医療費		713	706	764	739	745	817
自立支援医療	更生医療	22	23	25	33	29	32
	育成医療	—	—	—	8	7	16
	精神通院医療	617	654	709	735	778	814

出典:社会福祉課

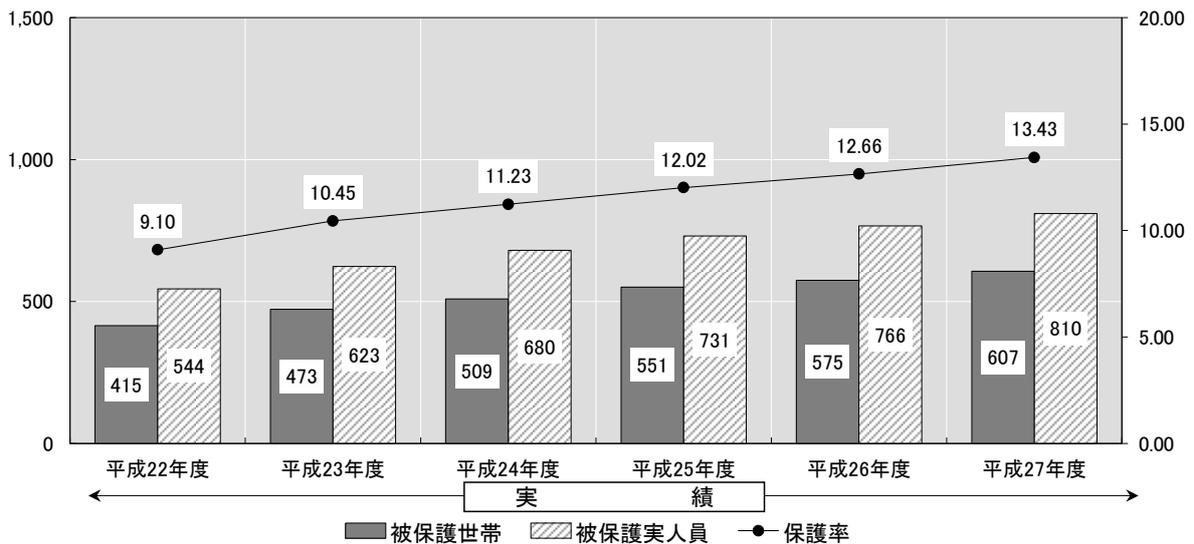
※ 精神通院医療[※]は県ホームページより。平成27年度は未公表のため本市における実績値。

※ 更生医療[※]、育成医療[※]は実人数。育成医療は平成24年度まで県で実施(公表データなし)。

(4) 生活保護の状況

生活保護世帯の状況は、年々増加傾向にあり、被保護世帯（生活保護を受けている世帯）は平成22（2010）年度の415世帯から、平成27（2015）年度には607世帯となっています。また、保護率も9.10‰から13.43‰まで上昇しています。

■ 生活保護世帯の状況（世帯、人、‰）



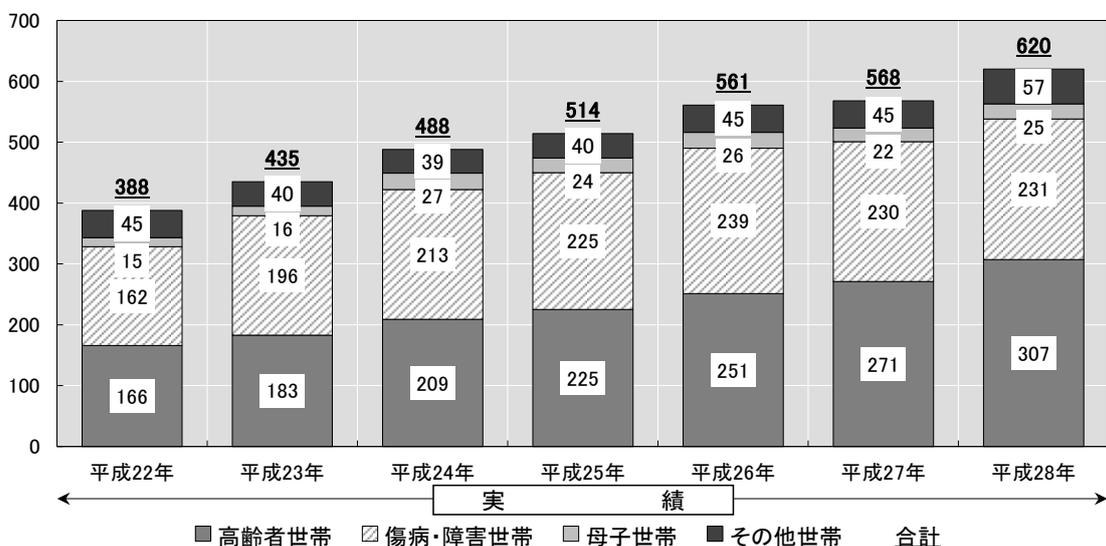
出典：社会福祉課（年間平均）

※ 保護率(‰)は「人口1,000人あたりの被保護実人員」である。(‰)1000分の1を示す単位

被保護者世帯別分類をみると、どの世帯も増加傾向にあります。

高齢者世帯は平成22（2010）年の166世帯から平成28（2016）年の307世帯（1.85倍）に、母子世帯は同じく15世帯から25世帯（1.67倍）に増加しています。

■ 被保護者世帯別分類（世帯）



出典：社会福祉課（各年4月1日）

(5) 社会福祉協議会

① 東金市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法[※]に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。

地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題として捉え、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しており、本市においては「東金市社会福祉協議会」が社会福祉法人として昭和49（1974）年設立認可されています。

会員は、一般世帯の一般会員及び賛助会員から構成されています。

運営は、市の補助金や委託金などが主な財源となっていますが、自主性を高めるために、社協会員への加入を促進し、自主財源となる会費の確保が重要となっています。

■ 一般会員数・加入率・会費収入の推移（世帯、%、千円）

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
会 員 数	11,669	11,601	12,031	11,712	11,803	11,807
加 入 率	72.8	72.3	74.9	73.2	73.8	74.2
会 費 収 入	5,834	5,800	6,015	5,856	5,901	5,903

出典：東金市社会福祉協議会「事業報告」

② 千葉県共同募金会東金市支会

千葉県共同募金会は、県内の地域福祉推進のため募金活動をしており、各市町村に支会が設置されています。

東金市社会福祉協議会は、本市の支会として事務局を担い、共同募金運動を実施しています。

共同募金は、前年度の実績額に応じて配分され、地区社協事業、相談事業、見守り事業、高齢者・児童・障がい者福祉事業、広報紙発行等へ活用されます。

■ 共同募金の推移（千円）

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
赤い羽根共同募金	7,725	7,599	7,676	7,431	7,358	7,236
歳末たすけあい募金	1,906	1,900	1,967	1,861	1,824	1,820
配 分 金	7,153	7,548	7,303	7,107	6,898	7,220

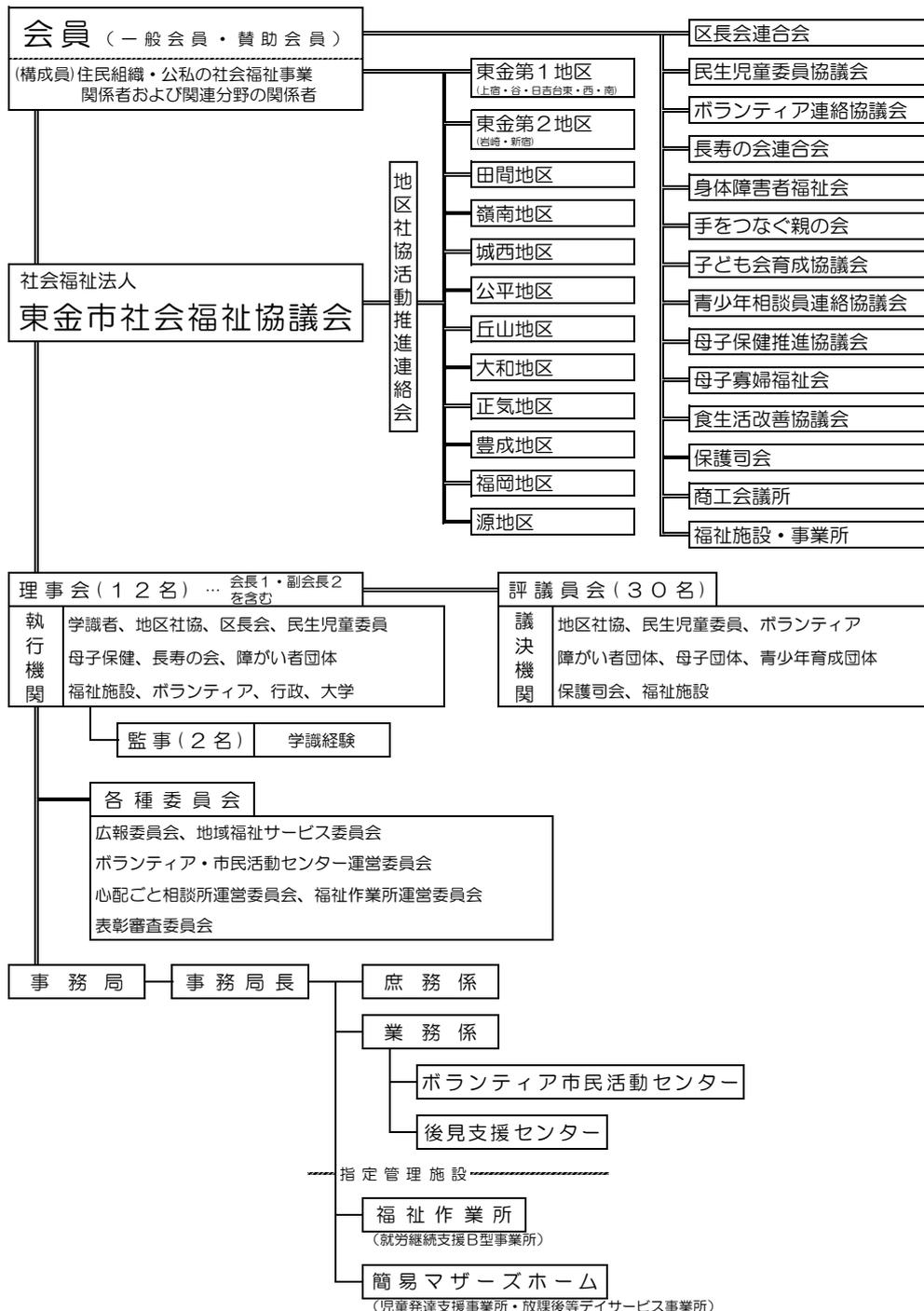
出典：東金市社会福祉協議会

③ 市社協組織図

市社協は、必要な学識経験者等を加え、理事会、評議員会を構成し、組織的な運営を推進するとともに、各種委員会を組織して効率的な事業展開を図っています。

■ 社会福祉協議会組織図（平成28年4月1日現在）

社会福祉法人東金市社会福祉協議会組織図



④ 地区社会福祉協議会について

市内を区長会の区域を基礎として、12地区社協を設置し、地域住民を中心に市社協や行政などと協働し、地域の特性を生かしながら、地域福祉活動を展開しています。

地域の中には、区会（自治会）等の住民自治を目的とした組織、機能別・年齢別・階層別の組織団体・グループ等、それぞれ目的を持って活動していますが、生活上の諸問題は複雑、多様化しており、個々の組織、団体では表面的な解決で終わりがちです。

地区社協は、地域の住民自身が自発的に生活上の諸問題に関心を持ち、問題解決を図っていくために、地区内における各種住民組織・団体との協力体制の「場」づくりを大きな役割とし、地域の多様な社会資源の参画や協働の促進、連携強化を図っていく必要があります。



■ 地区社協別一般会員数・加入率の推移（世帯、%）

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
東金第1	1,745	80.2	1,737	80.2	2,081	95.2	1,724	78.1	1,779	81.4	1,792	83.5
東金第2	462	57.2	466	57.7	445	55.1	443	54.8	439	54.3	442	54.7
田 間	1,201	67.3	1,201	67.0	1,201	67.0	1,201	66.2	1,201	65.5	1,201	65.9
嶺 南	924	65.3	786	55.1	946	66.3	946	66.1	1,011	70.4	1,003	69.8
城 西	563	59.6	530	57.1	568	61.2	585	64.5	561	61.9	581	63.9
公 平	1,193	79.2	1,193	79.0	1,193	79.0	1,193	80.3	1,193	81.5	1,193	82.5
丘 山	624	65.5	619	65.0	619	65.1	631	65.7	630	65.4	661	67.4
大 和	873	77.7	979	84.3	966	83.1	971	83.8	976	83.4	934	78.6
正 気	1,530	66.9	1,530	67.1	1,430	62.7	1,430	62.6	1,430	62.2	1,430	61.7
豊 成	1,218	85.9	1,228	87.5	1,252	89.2	1,241	89.0	1,240	88.8	1,233	89.3
福 岡	936	88.8	932	88.3	930	88.2	947	90.7	943	90.6	937	91.9
源	400	70.1	400	71.2	400	71.2	400	81.5	400	81.6	400	86.0
市全体	11,669	72.8	11,601	72.3	12,031	74.9	11,712	73.2	11,803	73.8	11,807	74.2

出典：東金市社会福祉協議会

第3節 本市における地域福祉の課題

(1) 地域の現状を踏まえた課題

① 子ども

出生数は、年によっては一時的な増加がみられるものの、全体的には減少傾向にあり、今後はさらにこの傾向が進展するものと予測されます。出生率は、国全体より若干低くなっています。

一般的に女性の社会進出に対する就労と育児の両立が課題として挙げられますが、本市においても、就労と育児の両立を支援する施策が少子化対策として重要となります。

今後、子育てと就労の両立ができる社会への取り組み、保育に係る待機児童[※]対策、また、ひとり親世帯への支援など、安心して産み育てられるための、子育て支援施策を強化していく必要があります。

② 高齢者

高齢化率をみると、すでに超高齢社会[※]に達しており、今後、国・県の高齢化率を上回ると予測されています。それに伴って、要支援・要介護[※]認定者も増加していくと予測されます。

また、世帯構成の変化によって、高齢夫婦世帯や単身世帯が増加傾向にあり、高齢者の閉じこもりや孤立死等に関する対策が必要となります。

そのためには、事業者や行政のサービス提供だけではなく、市民や地域が一体となった、地域での支え合いの仕組みである地域包括ケアシステム[※]を構築することが重要となります。

③ 障がい者

障害者手帳所持者の人口に占める割合は年々増加しており、中でも精神障がい者[※]の増加率が高くなっています。

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、障がい者に対するサービスを適切に提供するとともに、市民一人ひとりの理解や支援を得て、地域の一員として認め合うことのできる環境づくりが必要となってきます。

併せて、バリアフリー化を推進する等のハード面の環境整備や障がい者の就労支援について民間業者への理解促進、健常者に対して障がいに関する理解を深められるような啓発活動等を図っていくことが重要となります。

(2) 地域福祉の課題

市民へのアンケート調査及び地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会により、地域の課題が示されました。本計画では、その課題に対する対応策として、「第2次計画への反映の方針」を検討し、下記の通り定めます。

課題① 地域推進体制の強化、機能の向上

- ◇人口減少に伴い、住民自治が困難となる地域が出てくる恐れがあることから、人口が減少しても安心して暮らせる持続可能な社会制度づくり、地域づくりが必要となります。そのためには、近隣関係に根差した地域づくりや住民組織の活動の推進など、自助・共助の力の強化が求められます。
- ◇市民へのアンケート調査では、「ひとり暮らし世帯」が2割、高齢者のいる世帯が3割を占めています。独居高齢者、若いひとり世帯の増加、コミュニティー意識の希薄化など、地域社会の変化を適切に捉え、「地域」の中から孤立することを予防する必要があります。
- ◇区会（自治会）の自治機能は地域差があるものの健在ですが、その役割は「地域の取りまとめ」に重点があります。「地域福祉の推進機能」のあり方は今後検討していく必要があります。



第2次計画への反映の方針

- ◇第1次計画は、福祉事業の取りまとめや周知啓発の役割を果たしてきました。第2次計画ではより実践的な計画とします。
- ◇施策は、人口・世帯状況などを含めた地域の状況に合わせて展開する必要があります。第2次計画においては、地域の実態に応じた「地域主体の対応」を主とし、本市及び市社協が「活動に必要な適切な支援」を図ることとします。
- ◇地域福祉活動は、地域の特色を生かし、それぞれの地域単位で福祉活動に取り組むことも大切です。市内12地区に設置されている地区社会福祉協議会や区会（自治会）等の関係団体が主体となって地域住民が互いに協力し取り組めるよう位置付け、地区別の目標設定を目指します。



課題② 福祉ネットワークの構築

◇相談先としてはいわゆる「身内」や「コミュニティー」の役割が重要ですが、世帯人員の減少やコミュニティー意識の希薄化が進んでおり、相談できず不安を抱える市民が多いことが想定されます。本市でも生活不安の潜在化により、市民・地域ニーズの把握がより困難となっていく可能性が見込まれます。

◇市民へのアンケート調査では、情報の取得方法は広報紙の割合が高く、市民の情報収集は比較的受動的になっています。特に居住するコミュニティー情報の取得機会はさらに少ないことが想像され、情報発信のあり方を検討する必要があります。



第2次計画への反映の方針

◇福祉分野におけるそれぞれの情報ネットワークを整理し、情報収集及び提供体制のあり方を本計画で示します。

◇地区社会福祉協議会や区会（自治会）等の関係団体が連携した「地域主体の組織」において、活動の推進体制を構築し、活動内容の自己評価（成果や課題の振り返り）をしながら主体的な活動に取り組んでいただきます。これにより、地域課題を把握し、地域福祉活動を計画的に推進します。



第3章 計画の基本理念と施策の体系

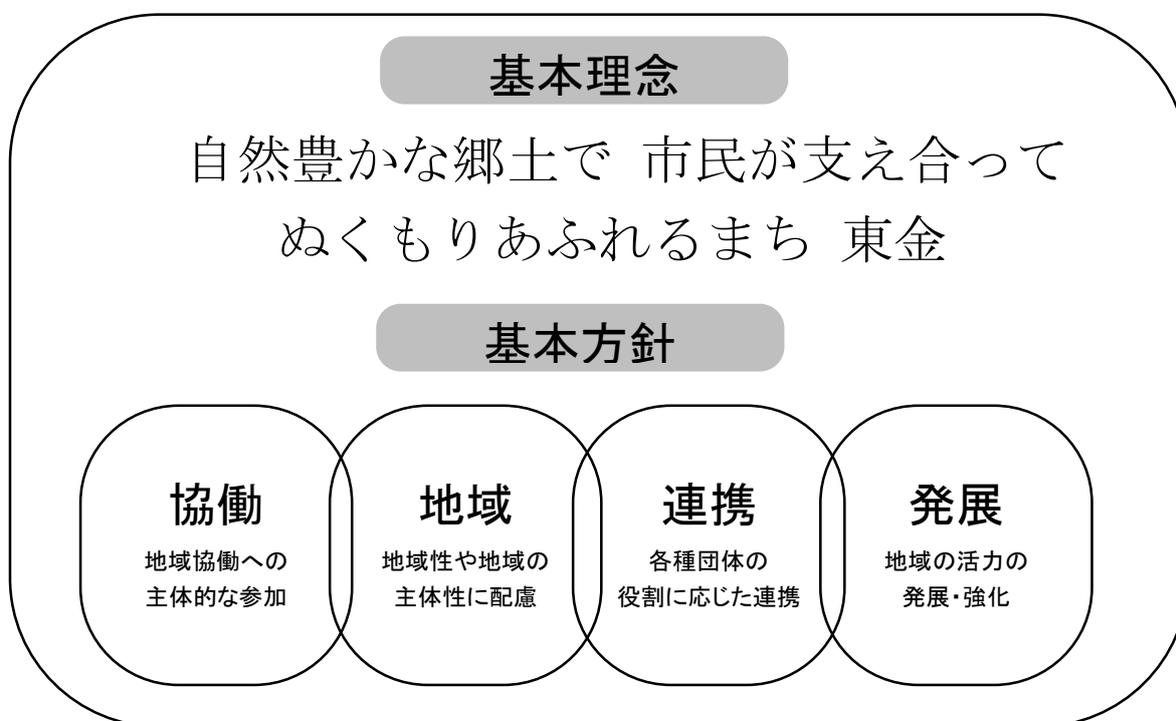
第1節 計画の基本理念及び基本方針

本市では、平成24（2012）年3月に策定された第1次計画において、市民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。

また、平成28（2016）年3月に策定された東金市第3次総合計画第4期基本計画においても、協働による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本市に関わる全ての人のあらゆる分野における連携、協働が求められています。

連携、協働にあたっては、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことで、市民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の形成を目指すことが重要になります。

こうした方向性を踏まえ、本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、以下の基本理念と基本方針を掲げ、地域福祉の推進に取り組みます。



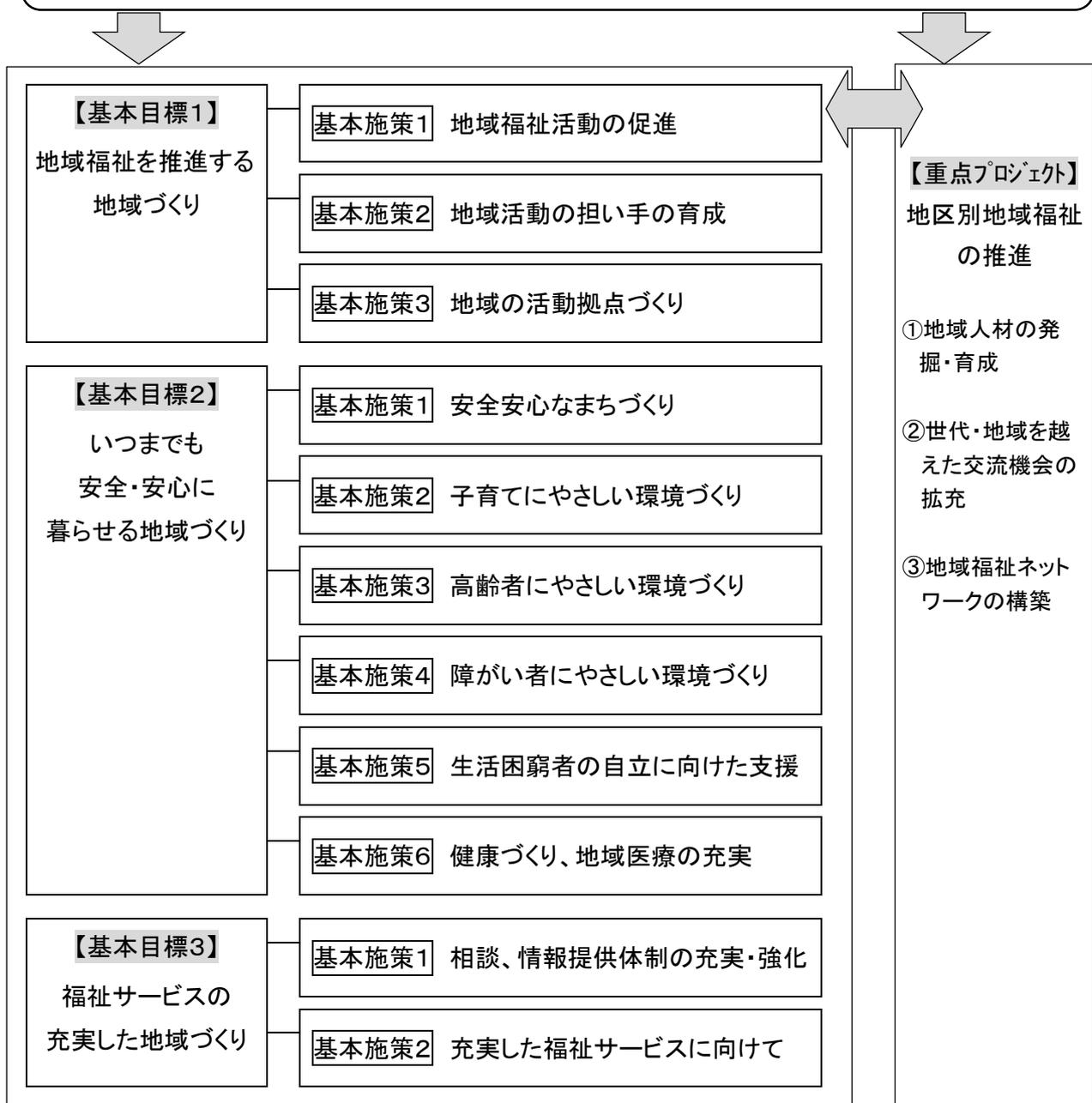
第2節 計画の基本目標と重点プロジェクト

基本理念を実現するため、市全域における取り組みとして、基本方針を踏まえた3つの基本目標を定め、施策を分類し、体系化します。また、地域課題の解決には、それぞれの地域の特性に合わせた活動の強化が欠かせないことから、重点プロジェクトとして「地区別地域福祉の推進」を定めます。

なお、基本目標と重点プロジェクトは、各分野において相互に補完し合うものとします。

自然豊かな郷土で 市民が支え合って めくもりあふれるまち 東金

[協働]+[地域]+[連携]+[発展]



基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり

- ◇地域福祉活動の推進には市民や地域の参加が不可欠です。行政のみでは対応が難しい地域の課題については、さまざまな分野における連携・協働が求められます。本市では、協働のまちづくり指針に基づき、市民・地域等と一体になった地域福祉の推進を図ります。
- ◇地域・団体に共通する課題である地域福祉活動の後継者の確保には、地域全体で取り組む必要があります。地域福祉になじみのない世代や市民への積極的な周知広報に取り組み、将来の担い手の育成に努めます。

基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

- ◇本計画は、個別計画の指針として、子どもから高齢者までの幅広い世代、加えて社会的孤立や生活困窮等の課題に対応するものであり、市民がいつまでも安全・安心に暮らせる福祉の環境づくりを推進します。
- ◇今後も医療ニーズの高まりが予想され、その環境整備が求められます。同時に市民一人ひとりにおいても普段の暮らしの中での健康づくりに取り組みます。

基本目標3 福祉サービスの充実した地域づくり

- ◇福祉制度、サービスは複雑になりがちです。相談・連携体制等の充実、第三者による評価等の活用により、サービスの利便性及び質の維持・向上を図ります。
- ◇福祉サービスの需要の増大が見込まれる中で、サービスを維持していくための体制強化を図ります。
- ◇地域に根差した推進組織である社協の体制・事業の強化に努めることで、地域福祉活動の促進を図り、本市の地域福祉を推進します。

重点プロジェクト 地区別地域福祉の推進

- ◇地域福祉の基盤づくりとして、本市では、第1次計画において3つの重点プロジェクト「地域人材の発掘・育成」「世代・地域を越えた交流機会の拡充」「地域福祉ネットワークの構築」に取り組んできました。
- ◇本計画では、重点プロジェクトを「地区別地域福祉の推進」として一本化し、3つのテーマを引き継ぎながら、地区ごとの特性によって生じる課題に対応した取り組みを行います。
- ◇第1次計画においては、本市全域を地域福祉における「地域」として捉えていましたが、地域課題の解決には、「地域住民による、地域組織を核とした、地域単位での活動強化」という考え方が必要です。
- ◇そのため、地域における実践的な福祉を担っている市社協と連携して、全12地区の地区社協を中心に、区会（自治会）をはじめ地域のさまざまな団体や地域住民と連携しながら、協働による地域福祉の推進体制の構築を目指し、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。



各論

第4章 基本目標別の取り組み

基本目標 1 地域福祉を推進する地域づくり

■ 基本目標の考え方

- 地域福祉活動の推進には市民や地域の参加が不可欠です。行政のみでは対応が難しい地域の課題については、さまざまな分野における連携・協働が求められます。本市では、協働のまちづくり指針に基づき、市民・地域等と一体になった地域福祉の推進を図ります。
- 地域・団体に共通する課題である地域福祉活動の後継者の確保には、地域全体で取り組む必要があります。地域福祉になじみのない世代や市民への積極的な周知広報に取り組み、将来の後継者の育成に努めます。



■ 施策の体系



基本施策1 地域福祉活動の促進

□ 第2次計画にあたって

- 地域福祉活動は、地域の主体性が必要な活動です。本計画はその一助として、活動方法や課題を取りまとめたものであり、活動の結果を計画の推進成果と考えることが大切です。
- 本計画の策定を取り組みのきっかけとする地区があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体等に周知される必要があります。
- 市内にある事業所や団体、人材は、地域福祉の推進を図る上での貴重な社会資源であり、福祉分野への活用・連携を促すとともに、活動や取り組みの周知が求められます。

□ 施策の考え方

- 地区社会福祉協議会を中心に、区会（自治会）等の地域団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 事業所・団体等との連携を強化し、立地する地域内への情報発信や、施設利用者や地域住民との交流を促進します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 日ごろから地域活動や外出・交流の機会を設けることで、自分の「できること」「してもらいたいこと」を認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。
- 地域内の事業所や団体の活動に協力し、福祉に関する理解を深めるよう努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 諸活動の実施にあたっては住民・地域の意向を把握し、取り組みが地域の福祉向上に寄与するように努めます。
- ワーク・ライフ・バランスに留意し、市民の余暇活動が健全なものとなるように努めます。
- 地域における福祉活動や行事へ積極的に参加、連携し、地域との交流や、利用者や地域の接点づくりに努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名	事業概要				
地域福祉活動資源の連携・強化	市民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、学校などとの連携を広げ、計画を推進します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→ 評価	→ 次期策定
地区社協活動の推進	市社協と地区社協との連携や地区社協間の情報交換、活動促進を図るために、連絡会議や研修会を開催するとともに、事業を補助し、小地域福祉活動の充実を図ります。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ふれあい物品の貸出	地域でコミュニティー活動を行う団体を支援するために、物品を貸し出します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
市民活動についての情報提供	市内で活動する団体の情報を掲載した「市民活動ガイドブック」の発行や、市役所等への市民活動掲示板の設置により、市民活動についての周知を図るための情報提供に努めます。	企画課
市民活動総合補償制度の実施	市民活動中の事故によるけがや賠償責任を補償する保険に加入することにより、活動を側面から支援します。	企画課
市民提案型協働事業の実施	市民活動団体や地域住民団体から提案のあった、地域における課題解決のための公益的な事業に対し、補助金の支出をはじめとして協働して取り組む市民提案型協働事業を実施します。	企画課
区会(自治会)、民生委員・児童委員を通じた情報提供の充実	区会(自治会)を通じて回覧を実施をしたり、民生委員・児童委員を通じて個人の事情に配慮した地域での情報提供活動を支援します。	総務課 社会福祉課 関係各課
社会福祉協議会活動の推進	市社協が実施している福祉活動を支援します。	社会福祉課
ワーク・ライフ・バランスの推進	市全域で地域活動やボランティア活動を活発化していく観点から、企業や各関係機関の地域活動への参加を要請するとともに、企業の社会的責任として、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、意識の普及と啓発を行います。	社会福祉課 商工観光課
地域交流活動の支援	地域のさまざまな組織・団体により実施されているイベントや交流事業などへの支援を行います。	関係各課
城西国際大学との連携	城西国際大学と連携を取りながら、さまざまな分野における地域福祉活動を推進します。	秘書広報課 社会福祉課 関係各課

基本施策2 地域活動の担い手の育成

□ 第2次計画にあたって

- 地域活動の後継者不足は慢性的な状況にあり、どのような団体でも課題を抱えています。そのため、よりバランスのよい組織運営になるよう、役割分担が偏らない運営体制や協議方法などを検討し、適宜見直していくことが求められます。
- 元気な高齢者が増えてきたことで高齢者の社会参加は進んでいますが、その反面、若い世代の参加が少ない状況にあります。子どもの頃からの福祉活動への慣れ親しみや、その保護者の参加など、より若い世代に向けた参加の仕組みを検討する必要があります。

□ 施策の考え方

- 地域の団体において、将来の地域を担う人材の育成と確保は急務であり、活動の見直しや役員負担の解消、効率的な活動・運営など、安心して継続した活動ができるような仕組みづくりを進める必要があることから、市や市社協との連携に努めます。
- 子どもへの福祉教育に取り組み、地域福祉を身近なものと感じてもらえるように努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 地域福祉への興味を持ち、参加者から参画者へとなることができるように努めます。
- 市民や地域、特に子どもの頃から福祉（ボランティア）に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることをできるよう、周知啓発に努めます。
- 地域での活動は支え合いで行い、参加者みんなで協力した活動に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 各団体役員にそれぞれの活動趣旨を説明し、各組織の役割等を互いに理解することで、地域内での活動や連携をスムーズなものとするように努めます。
- 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取り組み、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の検討に努めます。

第4章 基本目標別の取り組み
基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
ボランティアの育成 (講座5回・参加者193名)	ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。また、活動者のリーダーの育成を目指します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ボランティアまつりの開催 (参加団体13団体)	ボランティア活動団体の交流と市民参加を促進するためにボランティアまつりを開催し、協働事業による連携強化を図ります。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉教育活動への支援	小中学校における福祉教育を支援するために、福祉教育担当者の情報交換会を実施します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉のまちづくりポスターコンクール の実施 (応募者34名)	福祉に関する関心を深めるために、ポスターコンクールを実施します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ふれあいサロン活動者への支援 (実施1回・活動団体13団体)	地域で交流事業を行う活動者同士の交流や情報交換会を実施します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	市、市社協と市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。	社会福祉課
福祉教育の推進	学校教育活動での交流やボランティア活動などを、地域との関わりを持ちながら推進します。 また、生涯学習の場を通じ、講演会や教室を開催するなど生涯を通じた福祉教育の推進を行っていきます。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
こどものまちづくり活動の実施	子どもたちが主体的に取り組むまちづくりに関する活動に対して補助金支出等の支援を行うことにより、まちへの愛着を深めてもらい、将来の市民活動の担い手の育成を図ります。	企画課

基本施策3 地域の活動拠点づくり

□ 第2次計画にあたって

- 地域福祉の推進には地域の活動拠点づくりが必要です。特に市街地から離れた地区では、公共施設の利用に不便を感じる場合があります、拠点機能の環境整備が求められます。
- 地区社会福祉協議会は地域における福祉活動の中核的組織であり、活発な活動が期待されますが、地域によって活動内容や必要とする支援に違いがあります。そのため、区会（自治会）等の関連団体と連携を密にし、より地域にあった活動を進める必要があります。

□ 施策の考え方

- サロンや公民館活動などを通して、日ごろの居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保を図ります。
- 交流人口の増加、流入を促す拠点等の整備にあたっては、地域振興につながり、団体、地域住民等が利用しやすくなるよう努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 交通手段が少ない場所を活動拠点にする場合、集合や活動内容への配慮に努めます。
- 多様な活動で利用できるよう、施設の適正な管理・利用に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めます。

第4章 基本目標別の取り組み
基本目標1 地域福祉を推進する地域づくり

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
社協ひろばの実施 (1メニュー4回・参加者274名)	市民同士の交流や仲間づくりのために、ふれあいサロンを実施します。また、市民の企画による事業を協働で実施します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
区会(自治会)活動の支援	自治活動を活発に行えるよう、活動の拠点の整備や、先進的な自治活動事例の調査をサポートします。また、区会(自治会)活動への理解を求めるとともに加入の促進に努めます。	総務課
地域の活動拠点の整備	さまざまな地区活動の拠点として、各地区公民館などの維持補修に努めます。	生涯学習課
元気アップ計画の推進	交流人口の増大を図るため、「まちの駅」の設置を推進するなど、潜在的な地域力を引き出し、結びつける仕掛けを施したまちづくりを進めます。	商工観光課

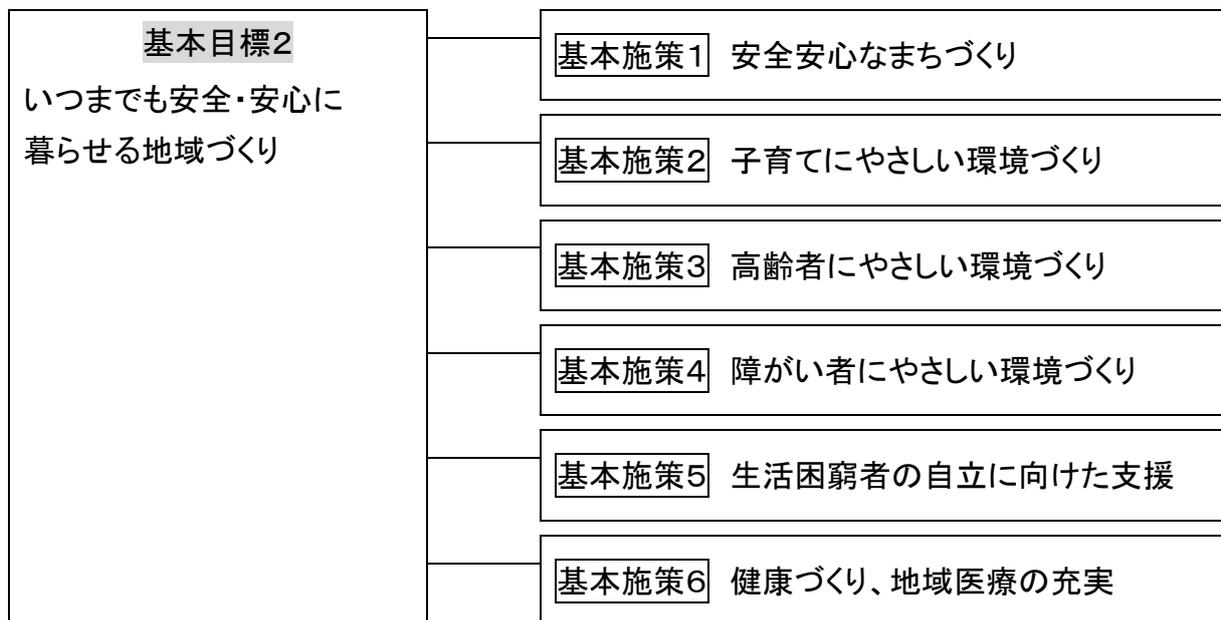
基本目標 2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

■ 基本目標の考え方

- 本計画は、個別計画の指針として、子どもから高齢者までの幅広い世代、加えて社会的孤立や生活困窮等の課題に対応するものであり、市民がいつまでも安全・安心に暮らせる福祉の環境づくりを推進します。
- 今後も医療ニーズの高まりが予想され、その環境整備が求められます。同時に市民一人ひとりにおいても普段の暮らしの中での健康づくりに取り組みます。



■ 施策の体系



基本施策1 安全安心なまちづくり

□ 第2次計画にあたって

- 地域におけるコミュニティ意識の希薄化により、地域ごとに防災・防犯への取り組みや活動内容等に違いが出てくることから、改めて地域内での結びつきの再構築が求められています。
- 法制度に基づく情報収集・提供に制限があるため、支援が必要な世帯や個人の把握が困難となっており、任意による情報の収集、連絡手段の構築が求められます。
- 地域によっては公共交通に頼らない方法での移動・外出手段により、社会参加を促進していく必要があります。

□ 施策の考え方

- 自助・共助・公助による支援体制のあり方を検討し、防災・防犯といった緊急時の支援について、自主防災組織[※]等の共助による地域活動を促進します。
- 高齢者や障がい者、子どもといった年齢や身体機能の差によって、生活環境が異なることがないようにユニバーサルデザイン[※]によるまちづくりに努めます。
- 外出や交流の機会づくりを図るため、移動交通手段の提供、サービスの実施を検討し、地域への社会参画を促進します。
- 避難行動要支援者[※]の把握に努め、関係団体等と連携した、緊急時の支援体制を構築します。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 困っている人への声掛けや、登下校中の子どもたちへのあいさつを行い、地域の見守りに努めます。
- 防災・防犯組織へ積極的に参加し、地域の安全づくりに努めます。
- 外出の際には、交通手段の少ない方と声を掛け合い、相乗りでの外出などに努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 各組織で管理している支援が必要な世帯や個人については、組織内において緊急時の対応を徹底し、支援の漏れがないように努めます。
- 防災や防犯体制の構築にあたっては、団体として連携・協力が可能な部分において、地域や行政と調整を図るよう努めます。
- 交通不便の解消を図るため、ボランティアの立ち上げや、団体の活動内容への追加等を検討し、支援を必要とする市民の社会参加の促進に努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
福祉テレホンサービスの実施 (週1回実施・利用者6名・計208回 ボランティア8名)	見守りが必要なひとり暮らし高齢者等の安否確認のために市民の参加と協力を得て、電話による声掛け訪問をします。また、利用者とボランティアの交流会を行います。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ささえあいサービスの実施 (月2回実施・利用者80名・計1,886回)	見守りが必要なひとり暮らし高齢者、障がい者等の安否確認のために市民の参加と協力を得て、友愛訪問をします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ふれあい移動サービスの実施 (利用会員51名・協会員17名) (福祉車両4台登録)	移動が困難な高齢者及び障がい者等の外出や日常生活を支援するために市民の参加と協力を得て、福祉車両で送迎します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉カー貸出サービスの実施 (福祉車両3台所有)	移動が困難な障がい者(児)や高齢者等の外出や日常生活を支援するために福祉車両を貸し出します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
災害ボランティアセンター※の運営 (研修1回・実地訓練1回)	被災時の災害ボランティアセンター※運営に備え、設置マニュアルを作成するとともに、災害ボランティアセンター※の立ち上げ訓練を行います。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

第4章 基本目標別の取り組み

基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

《公助》 市 が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
防災体制の整備	災害時に市民が速やかに対応できるよう、防災訓練を実施します。また、地域での避難訓練、防災訓練を支援します。 訓練時には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国籍市民など援護を必要とする人に配慮し、地域での体制整備を支援します。	消防防災課
自主防災組織※への支援	自主防災体制の充実を図るため、自主防災活動に必要な資材、機具等の整備や組織の活動や資機材の備蓄などに対し、補助を行い、自主防災組織※の育成・確保を図るとともに、活動を支援します。	消防防災課
災害にあたっての要配慮者※の支援	災害発生時においても要配慮者※の安全を確保するため、避難行動要支援者※の名簿作成、地域による避難行動要支援者※の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等の、避難行動要支援者※に留意した防災対策を推進します。	消防防災課 社会福祉課 高齢者支援課
災害後の安全・安心の確保	災害後の緊急連絡の支援や、適切な情報提供によって混乱を収め、速やかな安否確認を行える体制づくりに取り組みます。	消防防災課 関係各課
地域ぐるみの防犯活動	防犯指導員等で構成される防犯組合や自主防犯ボランティアの活動を支援し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	消防防災課
主要公共施設のバリアフリー化の推進	市役所やふれあいセンター等の公共施設をユニバーサルデザイン※の視点から整備します。	関係各課
道路整備の推進	道路の危険箇所の整備・復旧を重点的に進めます。	建設課
通学路の安全性の向上	児童・生徒の通学の安全確保に努めます。局部的に危険な箇所は、路面表示、危険周知看板、反射板等を設置し改善を図ります。	建設課
公共交通のバリアフリー化	JR 東金線について、各駅跨線橋へのエレベーター設置、福俵駅スロープの傾斜の改善等について JR 東日本と協議を続けます。 また、路線バスについて、低床バスの導入等をバス事業者に要請するとともに、市内循環バスについて、低床バスの導入等を検討します。	企画課
要介護者・障がい者の外出支援	要介護者、障がい者等の通院、社会活動の範囲拡大のため、タクシー券の交付、利用の補助を行います。	社会福祉課 高齢者支援課
買い物困難者の支援	高齢化や、身近な場所からの店舗の撤退などにより、住んでいる地域での日常の買い物が困難な方を支援する取り組みについて、関係機関と連携を図り検討します。	社会福祉課 高齢者支援課 商工観光課
乗合タクシーの運行	日常生活において移動困難な方の交通手段として、また、交通不便地域を解消するために乗合タクシーの運行を行います。	企画課

基本施策2 子育てにやさしい環境づくり

□ 第2次計画にあたって

- 子育てを取り巻く環境が変化する中で、安心して生み育てられるよう、子育て支援の充実が求められます。
- 育児の不安や悩みを抱える子育て家庭が増えていることから、普段の暮らしの中での地域や隣近所による支え合いや、相談体制、保護者同士の交流の機会づくりなど、不安や悩みをひとりで抱えない環境づくりが求められます。

□ 施策の考え方

- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設、その他の事業所等による多様なサービスが求められており、本市においても利用者の利便性を考慮したサービス提供のあり方を検討します。
- 放課後や休日の子どもの「居場所」づくりや、「学びの場」づくりを支援し、子どもの健全な育成と併せて、保護者や地域の交流、世代間の交流等を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 子どもや保護者への日ごろからの見守り、日常生活の中での声掛けなど、地域で子どもたちを支える環境づくりに努めます。
- 地域活動への子どもや保護者の参加を促進し、世代間の交流を深めるとともに、子どもたちが活動に興味を持つための機会づくりに努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営、経営に努めます。
- 子どもや、その保護者の団体活動への積極的な参画を促し、地域活動への参加促進に努めます。
- 子どもの様子や体調の変化などから、虐待や学校でのトラブルが心配される際、また、子育て世帯での異変を把握した際は、行政等の適切な機関との連絡・連携を行うように努めます。

第4章 基本目標別の取り組み

基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
出産祝い事業の実施 (227名・男の子111名・女の子116名)	出産し新たな家族が増えたご夫婦をお祝いするとともに、地域での子育てを促進します。また、お祝い時に子育て関連事業の情報発信に努めます。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
子育てサロンの実施 (月1回・計342名)	子育て中のお母さんやお父さんの友達づくりや育児不安の解消の場として交流の場をつくれます。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
子どもの遊び場設置、補修への助成	子どもが安心して遊べる環境を整備するために、地区が自主管理運営する子どもの遊び場の遊具等の整備補修費用の一部を助成します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
親子ふれあい交流事業の実施 (実施1回・参加者7組)	親子のふれあいや異世代間の交流のために、交流事業を実施します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 市 が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
子育て情報誌の配布	子育て情報「ひろば」を発行します。関係機関と協力しながら、掲載内容を随時、更新します。	こども課
母子保健情報の提供	妊娠・出産及び育児や、子どもの発育・発達、離乳食及びむし歯予防など、母子保健における情報を提供します。	健康増進課
乳幼児の健康相談	乳幼児の身体計測と併せて健康相談を実施します。相談には保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が対応します。	健康増進課
母子・父子・寡婦 [※] の自立支援	母子・父子・寡婦 [※] からの相談と自立支援のため、母子・父子自立支援員を配置して対応します。	こども課
児童虐待防止	児童虐待などに対応するため、家庭相談員による相談を実施するとともに、東金市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との情報共有と連携強化に努めます。	こども課
DV(ドメスティック・バイオレンス) [※] 対策	DV [※] 被害などに対応するため、婦人相談員による相談を実施し、状況に応じて、緊急一時保護(女性サポートセンターへの保護や母子生活支援施設への入所)を行います。	こども課
保育サービスの充実	保育を必要とする方に、通常保育・時間外保育・一時保育など、必要な保育サービスを適切に提供するとともに、障がいのある子どもの受け入れ体制の確保に努めます。 また、病後児保育について、必要とする方への周知など、制度の広報に努めます。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	子どもを預けたい方と子どもを預かれる方が会員となって活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	こども課
子どもの居場所づくりと交流の促進	休日・放課後における子どもの居場所づくり・遊びの場づくりを支援するとともに、保護者同士や地域における交流、世代間交流等を推進します。	こども課 生涯学習課
子育てに関する相談	子どもの発育や発達、いじめや不登校、教育など、子育てに関する悩みや不安に対応するため、各種相談事業を実施します。	こども課 健康増進課 生涯学習課

基本施策3 高齢者にやさしい環境づくり

□ 第2次計画にあたって

- 高齢者の増加に伴い、要支援認定者については一部のサービスが介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）へ移行されました。これにより、従来以上に地域や各種団体等による支援のあり方が求められています。
- 高齢者の健康づくりなど、医療・健康分野との連携が求められています。市民一人ひとりが、健康で介護サービスを必要としないような心身をつくるために、早期から意識づくりをしていく必要があります。
- 元気な高齢者が増えている中、ニッポン一億総活躍プラン※に基づき、従来の支援される側から支援する側へ、高齢者の役割と意識の転換が求められます。

□ 施策の考え方

- 地域での総合事業の体制づくりを市民協働の観点も踏まえながら進めます。
- 高齢者の社会参加ニーズが増加していることから、地域活動への積極的な参加を促し、高齢者の社会参加につなげます。
- 認知症サポーター※の養成など、地域との日ごろからの連携や、市民の協力が不可欠な分野での市民意識の啓発を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めます。
- 高齢者の社会参加を促進する中で、「サービスを提供する側へ」の意識転換に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 総合事業への連携を図り、多様な主体のひとつとして、地域や市民の介護予防や生活支援の実施に努めます。
- 団体活動への高齢者の積極的な参加を図り、地域福祉の推進に努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成 27 年度実績)	事業概要				
日常生活自立支援事業の推進 (福祉サービス利用援助事業) (利用者 20 名・生活支援員 13 名)	在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるように支援する事業の実施及び推進を図ります。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
認知症サポーターの養成 (実施 1 回・受講者 15 名)	認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝えることにより、地域での理解(支援)者を養成します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
敬老祝い事業の実施 (100 歳 9 名)	多年、社会のために貢献された長寿の方々をお祝いするとともに、地域での見守り活動を促進します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
金婚祝い事業の実施 (77 組・協力店 9 店)	結婚50年を迎えたご夫婦に歩んできた道を振り返り、幸せを感じていただくためにお祝いをします。また、協力店の増加に努めます。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
介護予防知識の普及	介護予防の知識普及や閉じこもり予防に関する教室・研修会を開催します。	高齢者支援課 健康増進課
高齢者虐待防止	高齢者支援課、地域包括支援センターなどが連携し家族への相談支援、高齢者の保護等の対策を練るとともに東金市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。	高齢者支援課
介護予防の推進	高齢者が要介護状態にならないよう、早期からの介護予防に取り組みます。	高齢者支援課 健康増進課
総合事業の推進	制度に基づき、多様な主体を活用した介護予防や日常生活支援の推進に取り組みます。	高齢者支援課

第4章 基本目標別の取り組み

基本目標2 いつまでも安全・安心に暮らせる地域づくり

基本施策4 障がい者にやさしい環境づくり

□ 第2次計画にあたって

- 障害者差別解消法[※]の施行に伴い、障がい福祉分野における地域共生社会[※]の実現が求められているとともに、障害者虐待防止法[※]による障がい者の権利擁護についても一層の充実が求められています。
- 障がい者の社会参加の促進として、特に就労分野でのニーズが高まっており、企業や事業主への意識啓発や、就労の機会づくりが求められます。
- 地域共生社会[※]の実現に向けては、特に障がいのない市民や、地域への意識啓発、理解促進が不可欠であり、交流の機会づくりや周知活動等の充実を図る必要があります。

□ 施策の考え方

- 障害者差別解消法[※]が施行されたことに伴い、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会づくりが求められており、本市においても地域共生の理念に基づくサービスの実施を図ります。
- 障がいのある人とない人、地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日ごころからのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取り組みます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 障がいや法制度、障がい者の日ごころの生活等への理解を図り、日常生活や地域活動への障がい者の積極的に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障がい者の日常生活での不便や、改善要因等を発見した場合、関係機関や地域と連携し、その解消に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 就労の機会づくりや、障がい者の就労支援に積極的に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。
- 障がいを理由にした不当な差別をせず、それぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮に努めます。
- 障害物の撤去などの環境づくりを図り、障がい者の地域活動への参加促進に努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成 27 年度実績)	事業概要				
おもちゃ図書館への支援 (月 1 回)	障がいのある子どもたちを中心に、遊び(おもちゃ)を通して交流やコミュニケーションを育てる場所づくりを行っているおもちゃ図書館の活動を支援します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
障がい者ふれあい交流事業の実施 (実施 1 回・参加者 37 名)	障がい者(児)の交流や仲間づくりのために、レクリエーションなどの交流事業を実施します。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→
障がい者週間イベントの実施 (実施 1 回・参加団体 38 団体)	障がい者団体の交流と障がい者への理解促進を図るために、イベントを開催し、協働事業による連携強化を図ります。				
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
障がいの者のコミュニケーション手段の確保	社会福祉課窓口への手話通訳者の設置をはじめ、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具等)の給付を行い、情報の確保が図られるように努めます。	社会福祉課
外出支援のバリアフリー情報の提供	市内の障がい者トイレの設置施設、車椅子での利用が可能な施設を掲載したマップを配布し、障がい者等の外出を支援します。 またさまざまな情報を活用し、障がい者と協働して市内のバリアフリー情報の更新に努めます。	社会福祉課
障がい者虐待防止	障がい者虐待の事例に対応するため、東金市障害者虐待防止センターを設置し、相談体制を整えるとともに、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立のための支援をします。	社会福祉課
障がい者に対する差別の解消	障がい者への差別を解消するため、相談体制を整えるとともに、障害者差別解消法 [※] の周知に努めます。	社会福祉課
障がい者福祉サービスの充実	障がい者の自立を支援するために、障がい福祉サービスと、それを補完する市の福祉サービスの充実に努めます。	社会福祉課
障がい及び障がい者に対する理解の促進	広く障がいについての理解を深められるよう、各種イベントの開催や啓発活動等に努めるとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりへの取り組みを支援します。	社会福祉課

基本施策5 生活困窮者の自立に向けた支援

□ 第2次計画にあたって

- 生活困窮者自立支援法^{*}の施行に伴い、生活困窮者への包括的な支援が求められています。
- 包括的な支援として、個人に向けた支援の他に、地域ネットワークの強化・社会資源の開発などの環境づくりも求められています。

□ 施策の考え方

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者への包括的な支援を行い、生活困窮者の自立促進を図ります。
- 相談窓口として、自立相談支援機関が設置されており、その活動の周知を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 生活困窮や法制度等への理解を深め、支援が必要な人への情報提供に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 就労の機会づくり等、就労支援に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。
- 状況に応じ、必要な機関へつなぎ、自立支援に努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
東金市福祉資金貸付 (借受人9世帯)	援護が必要な低所得世帯を応急的に支援するために、資金を貸し付けします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
自立支援事業の実施	自立支援相談機関を設置し、就労その他の自立に関する相談支援を行います。	社会福祉課

基本施策6 健康づくり、地域医療の充実

□ 第2次計画にあたって

- 子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野において、医療ニーズは高い割合を占めるものであり、各分野と医療分野との連携が求められます。
- 地域共生社会※の実現に向け、住み慣れた地域で住み続けていくことを可能とする社会づくりが求められています。特に高齢者や障がい者の在宅生活を可能とするために医療環境の充実は不可欠であり、安心して暮らすことのできる地域づくりを進める必要があります。
- 医療サービスの適切な利用に努め、早期から健康管理、食生活の改善等に取り組み、心身の健康保持に努めていく環境づくりが求められます。

□ 施策の考え方

- 地域医療との連携促進、医療環境の充実化に取り組み、誰もが安心して暮らしていただける地域づくりに取り組みます。
- 市民一人ひとりの健康づくりを推進し、健康な心身の保持に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- かかりつけ医の確保や、定期的な健康診断の受診など、健康の管理、病気の予防などに努め、適切な医療サービスの利用に努めます。
- 日ごろからの健康意識づくりや食生活の見直しなど、普段から健康管理に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 普段の活動に加え、市民の健康づくり、意識啓発に寄与する活動に取り組むように努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
ふれあい・いきいきサロンの支援 (活動(把握)団体 23 団体)	地域で交流事業を行う活動を支援します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
健康意識の啓発	市広報・市ホームページ・ポスター・回覧等による健康情報の提供や、疾病予防、健康意識啓発に関する講座・教室を開催します。	健康増進課
健診後の健康相談	健康診査の結果を生かし、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。	健康増進課
地域ぐるみの健康づくりの推進	市民が生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践しやすくするため、地域の食生活改善推進員など関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。	健康増進課
医療・保健・福祉の連携強化	医療資源を活用した保健・福祉サービスの提供ができるよう、市内の医療施設、医師会等とのネットワークづくりを推進します。 市民が地域で安心して暮らしていくために、保健・福祉と医療の情報の共有化についても、関係機関と協議して連携を図ります。	医療センター推進課 社会福祉課 高齢者支援課 こども課 健康増進課

基本目標 3 福祉サービスの充実した地域づくり

■ 基本目標の考え方

- 福祉制度、サービスは複雑になりがちです。相談・連携体制等の充実、第三者による評価等の活用により、サービスの利便性及び質の維持・向上を図ります。
- 福祉サービスの需要の増大が見込まれる中で、サービスを維持していくための体制強化を図ります。
- 地域に根差した推進組織である社協の体制・事業の強化に努めることで、地域福祉活動の促進を図り、本市の地域福祉を推進します。



■ 施策の体系



基本施策1 相談、情報提供体制の充実・強化

□ 第2次計画にあたって

- 「相談」は、各サービスや団体との連携の第1段階であり、利用者にとっては「最初の窓口」となることから、相談体制の構築と機能の強化は、利便性の向上を図る上で常に求められる課題となります。
- 特に福祉に関する相談はケースが多様化し多岐にわたるため、適切な対応とともに、迅速な関係機関への連携が求められます。
- 情報を取得する方法が多様化したとはいえ、いまだに行政情報の取得は広報紙やホームページのニーズが高く、適切な紙面構成や、情報発信の工夫が求められます。

□ 施策の考え方

- 相談体制の構築は各種団体や関係各課との連携が不可欠であり、窓口対応の迅速化や簡素化などに努め、必要とされる適切なサービスへの案内を行います。
- 適切な情報発信を図るため、市民ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 行政や関係団体等からの各種情報を取得するとともに、地域からの情報発信を図り、地域が必要とするニーズの収集・発信に努めます。
- 広報紙や回覧板等を活用し、地域内における情報の収集や伝達を図りながら、地域の連携強化に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るように努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
ホームページの運営 (月1回更新・年1回修正)	社協活動をより多くの市民に深く理解してもらうためにホームページを運営し、活動の報告や情報の発信をします。また、各種サービスの様式を取得できるようにします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉だよりの発行 (年5回)	社協活動をより多くの市民に深く理解してもらうために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
共同募金通信の発行 (年1回)	共同募金運動の目的をより多くの市民に深く理解してもらうために広報紙を発行し、募金の使途等を報告します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ボランティアセンターだよりの発行 (隔月発行・年6回)	ボランティアセンターの活動をより多くの市民に深く理解してもらうために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
心配ごと相談の実施 (週1回・相談件数141件)	市民の生活上のあらゆる相談に対し、民生委員・児童委員が適切な助言をします。また、多様な相談内容に対応するために相談員研修会を開催し、相談技能の向上を図ります。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
法律相談の実施 (月1回ほか年4回・1回10名予約制)	市民の生活上の法律等に関する専門的な相談に応じるために弁護士による無料法律相談を行います。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
ボランティア相談の実施 (相談件数1,263件)	ボランティア・市民活動センターを開設し、相談業務や情報提供、育成事業を行います。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 市 が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
<p>広報・ホームページ・パンフレットの見せ方、提供方法の工夫</p>	<p>市が発行している「広報とうがね」及びホームページ等に対する意見を把握し、市民のニーズに対応した「見せ方」や提供方法について検討し、市民が情報を入手しやすくなるよう配慮します。</p>	<p>秘書広報課 関係各課</p>
<p>相談窓口の充実</p>	<p>高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりや介護予防に関して、それぞれの窓口において相談に応じながら関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるようコーディネートを行います。</p> <p>また、複数課の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担が増大しないよう相談しやすく分かりやすい窓口対応に努めます。</p>	<p>社会福祉課 高齢者支援課 こども課 健康増進課</p>
<p>相談体制の連携強化</p>	<p>高齢者福祉分野では地域包括支援センター、障がい者福祉分野では地域活動支援センター、子育て支援分野では家庭児童相談室をはじめとした相談窓口の他、横断的な総合支援を受ける県設置の中核地域生活支援センターなどが、内容に応じて、必要な専門機関への結びつけを行います。</p> <p>関係機関とのネットワークを生かした適切な対応により、コーディネート機能の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 高齢者支援課 こども課</p>
<p>虐待に関する相談</p>	<p>児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待について、相談窓口についての周知を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、適切な支援につなげます。</p>	<p>社会福祉課 高齢者支援課 こども課</p>

基本施策2 充実した福祉サービスに向けて

□ 第2次計画にあたって

- 地域福祉活動の推進主体のひとつである社協の役割は、福祉ニーズが高まる中でその比重を高めており、今後も地域福祉の推進に不可欠な組織となることは明らかであり、社協活動の充実は、地域の福祉を維持・向上する上で、重要な取り組みとなります。

□ 施策の考え方

- 社協活動を通して、市民や地域と密接した関わり合いの中から、支え合い助け合いによる福祉活動に取り組みます。
- 民間の福祉事業者と協力し、地域の福祉推進に支障なく取り組むことのできる連携体制の構築を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地区社協・地域住民〕

- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域の団体や福祉事業者等が連携し、活動成果の共有などを図り、ともに地域福祉の推進組織として、福祉活動への取り組みに努めます。

《共助》 **社会福祉協議会** が取り組むこと

事業名(平成27年度実績)	事業概要				
会員の募集 (11,807世帯)	会員の増加を図るために、社協会費の使いみちを広報紙やホームページ等で分かりやすく周知します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
福祉バザーの実施 (実施1回・収益2,038,917円)	市民から物品を提供いただき販売します。また、理解促進を図るため収益金の使いみちを広く周知します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
チャリティ事業の実施 (チャリティゴルフ)	チャリティ事業を開催するとともに、市民の交流や協賛企業による地域福祉活動への参加を推進します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
共同募金運動への協力 (戸別・法人・学校・街頭・歳末)	共同募金会支会として、共同募金運動の目的を市民に深く理解してもらうために広報紙等で周知をし、募金への理解・協力を促進します。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→
苦情解決に関する体制の推進 (苦情件数6件)	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見等からサービスの向上を図るため、第三者委員による苦情解決体制の充実に努めます。				
	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
	実施	→	→	→	→

《公助》 **市** が取り組むこと

事業名	事業概要	担当課
成年後見制度 [※] の利用促進	成年後見制度 [※] の周知を図るため講習会や広報活動を行うとともに、必要に応じて成年後見制度 [※] の市長申し立てを実施します。	社会福祉課 高齢者支援課
サービスの苦情相談	福祉サービスにおける苦情相談等を受け付け、関係機関と連携して問題解決が図られるように取り組みます。	社会福祉課 高齢者支援課

第5章 重点プロジェクトの取り組み

第1節 地区別地域福祉の推進

(1) 重点プロジェクトの考え方

地域福祉の基盤づくりとして、本市では、第1次計画において3つの重点プロジェクト「地域人材の発掘・育成」「世代・地域を越えた交流機会の拡充」「地域福祉ネットワークの構築」に取り組んできました。

本計画では、重点プロジェクトを「地区別地域福祉の推進」として一本化し、3つのテーマを引き継ぎながら、地区ごとの特性によって生じる課題に対応した取り組みを行います。

第1次計画においては、本市全域を地域福祉における「地域」として捉えていましたが、地域課題の解決には、「地域住民による、地域組織を核とした、地域単位での活動強化」という考え方が必要です。

そのため、地域における実践的な福祉を担っている市社協と連携して、全12地区の地区社協を中心に、区会（自治会）をはじめ地域のさまざまな団体や地域住民と連携しながら、協働による地域福祉の推進体制の構築を目指し、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。

図表-1 地域における推進体制のスケジュール

実施区分	実施内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
地区社協、区会（自治会）、 各種団体等	◆目標の設定 ◆取り組み内容の決定	→					次期計画の実施
	◆取り組み		→				
	◆活動の振り返り・見直し				→		
	◆次期計画策定				→		
社協・市	◆地区活動の支援・把握	→					
	◆次期計画策定				→		

(2) 推進体制の構築と地域の取り組みへの支援

① 地区社会福祉協議会単位による推進体制の構築

本計画では地区社協単位での地域福祉推進を目指すものとしませんが、地域で活動するさまざまな団体や、地域住民との関わり合いを大切にし、地域協働による体制の構築を図ります。そのため、地区ごとに適当な推進体制のあり方を構築し、地域福祉を推進します。

② 地域における推進体制の構築

本計画においては地区社協を中心に区会（自治会）をはじめ地域のさまざまな団体や地域住民と連携しながら「地域の福祉力」の向上を目指します。

ワークショップ形式の懇話会等を開催し、住民自らが地域の課題を把握できるようにすることで、その後、課題解決へ向けた推進体制の構築を目指し、将来的に地域の福祉向上を図ります。

(取り組みイメージ)

目 標

《取り組み内容》

事業名	事業内容

③ 「地区別の福祉の状況」の位置付け

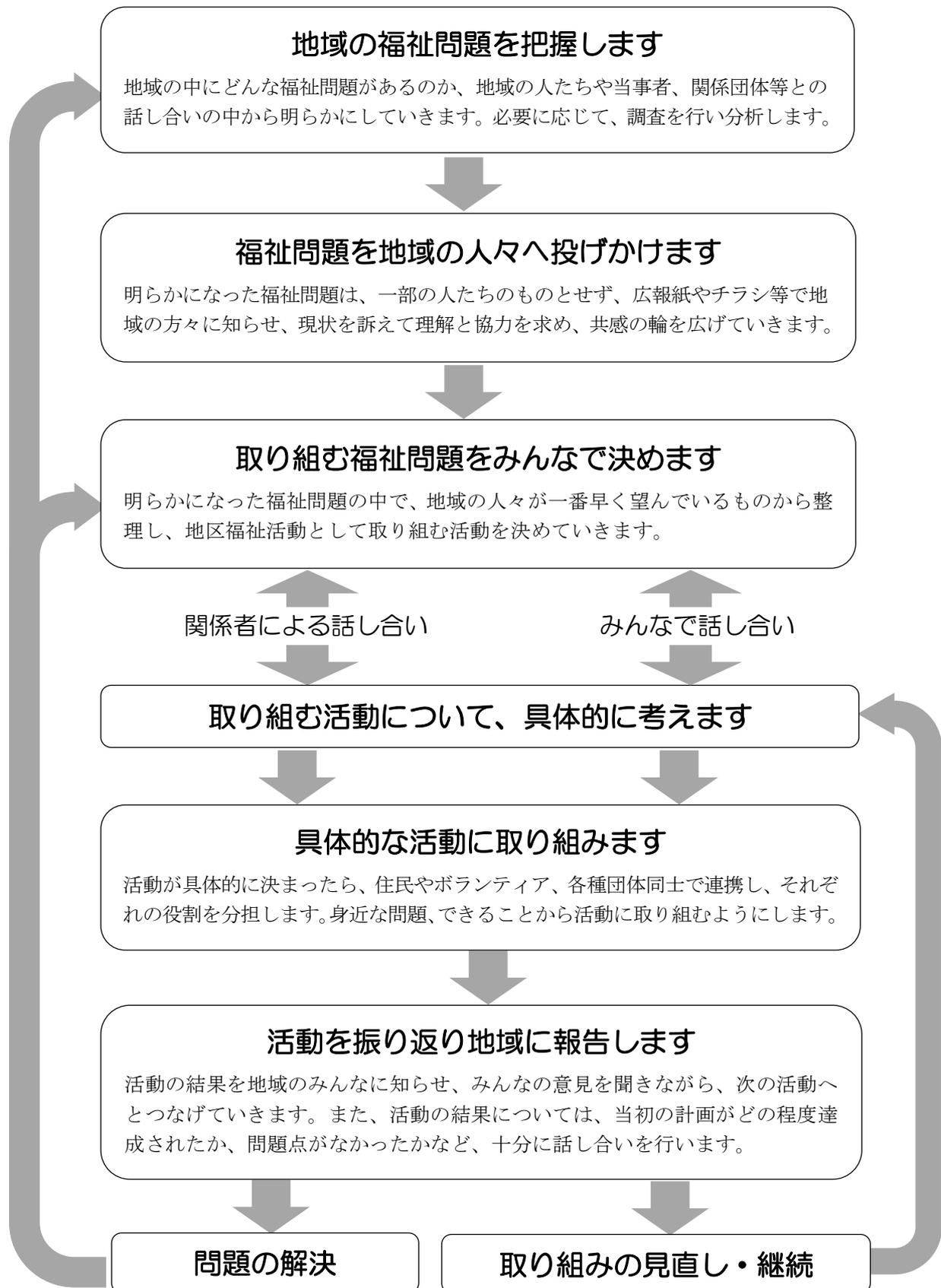
今後、各地域において取り組みを推進するための基礎資料として、本計画では「地区別の福祉の状況」を作成します。

作成にあたっては、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会において、前計画の重点プロジェクトである「①地域人材の発掘・育成、②世代・地域を越えた交流機会の拡充、③地域福祉ネットワークの構築」についての現状整理と、今後の課題抽出を行っています。

本計画では、抽出した課題を地域の福祉ニーズとして再整理し、取りまとめています。なお、今後は改めて地区における推進体制を構築し、状況の見直しを行い、地区別計画として、実践を進めていく必要があります。



地域福祉推進の流れ（イメージ）



第2節 地区別の福祉の状況

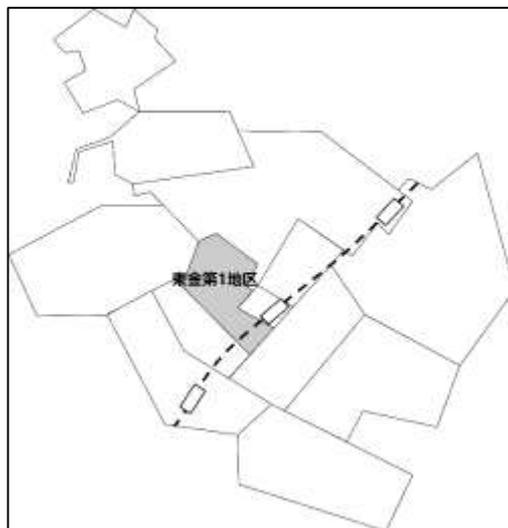
(1) 東金第1地区（上宿、谷、日吉台東・西・南）

■ 地区の状況

東金第1地区はJR東金駅の西方に位置しています。地区内には豊かな自然と、歴史・文化を伝える史跡が数多く残り、中でも、八鶴湖は、花見の名所として知られています。

また、昭和50年代には日吉台地区の大規模開発が始まり、それに伴い市の人口も急激に増加しました。

保育・教育施設としては第1保育所、日吉台小学校、北中学校、県立東金高校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は1,792世帯で、加入率は83.5%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあい広場(合同納涼大会)
- ◇敬老会
- ◇餅つき大会
- ◇環境美化活動 等
- ◇日吉台3区合同防災避難運営訓練
- ◇クリスマスお楽しみ会
- ◇ADL体操



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 小学校の学区が分かれているため、学区が明確でない、子どもを把握できないという意見や、個人情報の共有ができない、顔ぶれがいつも同じという意見があり、プライバシー保護の関係で人材を把握しにくい、市役所から情報を得られないといった課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇各地区役員と民生委員の合同会議を行う
- ◇リーダー育成の勉強会を開く
- ◇班会議等を充実させる
- ◇サークル活動や活動メニューを拡大

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 自助努力が必要ではないかという意見や、旧東金の人口減少が問題になっているとの意見があり、若年者や新たな住民等の参加・交流を促していくことが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇各団体間の人員交流を拡大
- ◇まちづくり協議会を活用した活動
- ◇活動の場づくり
- ◇行事や地域活動の広報活動

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 地区社協の活動が分からない、地域福祉への関心不足、高速ネットを活用できていない等の意見があり、顔の見える地域づくりを行うこと、居住地域と合致した活動を行うこと、個人情報の取り扱いの問題といった課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇市民一人ひとりの活動参加を促し、参加したくなるような行事に勧誘してネットワークを作っていく
- ◇声掛け・訪問活動・美化活動等を通して、地域福祉の実情を知る、地域活性活動を拡大する
- ◇活動しやすい地区社協組織の編成

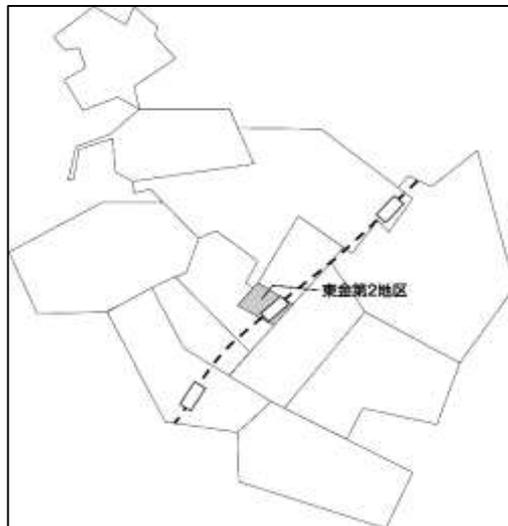
(2) 東金第2地区（岩崎、新宿）

■ 地区の状況

東金第2地区はJR東金駅前の旧市街に位置し、本市の玄関口となっています。

市役所をはじめとした公共施設やショッピングセンターがあり、JR東金駅は電車やバス等の公共交通機関の発着拠点となっています。

JR東金駅の東口にある市役所周辺には、東金図書館、中央公民館等の生涯学習施設、子どもたちが集う児童館が集まっています。教育施設としては、東金幼稚園、鶺嶺小学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は442世帯で、加入率は54.7%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあい広場
- ◇園児との交流会
- ◇防犯パトロール
- ◇新入生歓迎交流会
- ◇夏休みお楽しみ会
- ◇子ども会合同クリスマス会
- ◇6年生を送る会 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 若い人が少なく、共働きのため、参加が難しい、役員をやってくれる人がいないといった意見や、マンション・アパートの住人に参加を促す等の意見があり、どのような住人がいるのかが分からないことや、区防犯防災パトロール隊への参加が課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇共助の意識を高める
- ◇子どもと大人の行事を一緒に行う
- ◇ボランティアグループの交流を増やす
- ◇要支援の高齢者に関する情報提供の協力

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 子ども会の役員をやりたがらない保護者が入会しない、地域内団体間で情報を共有する、活動内容を明文化する等の意見がありました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇70歳以上の方を長寿会の会員にする
- ◇高齢者もラジオ体操に参加できるようにする
- ◇地域団体の情報を回覧する
- ◇子どもと大人の行事を一緒に行う

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 どのような活動をしているか分からない、災害時要配慮者が分からないといった意見、ひとり暮らし高齢者のデータを作る等の意見がありました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

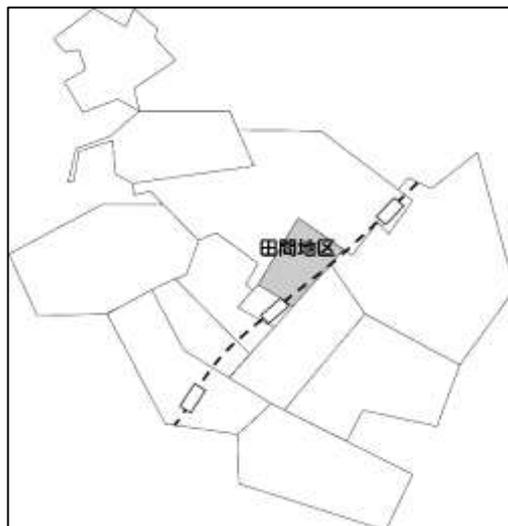
- ◇ひとり暮らし高齢者のデータを作る

(3) 田間地区

■ 地区の状況

田間地区はJR東金駅の北方に位置しています。地区内には第2保育所、東小学校、東中学校、千葉学芸高校といった保育・教育施設があり、商業施設としては、「道の駅みのりの郷東金」があります。

また、地区内にある老人福祉センターは高齢者の交流の場、憩いの場として活用され、ふれあいセンター（東金市保健福祉センター）では、各種健診や健康教室等の多岐にわたる保健サービスを提供している他、ボランティアルームもあり、市の福祉拠点のひとつとなっています。



■ 地区社会福祉協議会の状況

● 一般会員（世帯）数は1,201世帯で、加入率は65.9%となっており、次のような活動をしています。

- ◇田間区花見の会
- ◇ひとり暮らし高齢者研修視察
- ◇田間区敬老会
- ◇ひとり暮らしや寝たきりの方への安否確認（友愛訪問）
- ◇ふれあい文化展
- ◇研修視察
- ◇広報紙発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 協力的に役員を引き受けてもらっているとの意見がある一方、高齢化による人材不足や、参加に積極的ではない等の意見があり、役員の高齢化と、若者の団体への参加促進が課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇各種団体行事を通じての若者の勧誘や女性の参加促進
- ◇各団体を通じて人材交流
- ◇新旧住民の交流の場を増やす

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 地域内行事への積極的な参加が大切という意見があり、行事の広報活動を徹底すること、参加者の参加意識を高めていくことが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇行事の広報活動を徹底
- ◇親子で参加できる行事検討
- ◇活動のポイント制の検討
- ◇地域的なサロンの検討
- ◇行事の早期連絡や開催時の声掛け
- ◇「田間物語」（リレーマラソン）を継続

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 人材不足と高齢化が問題として挙げられ、個人情報保護法の影響を指摘する意見もあり、地域内の連絡網を構築していくことが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

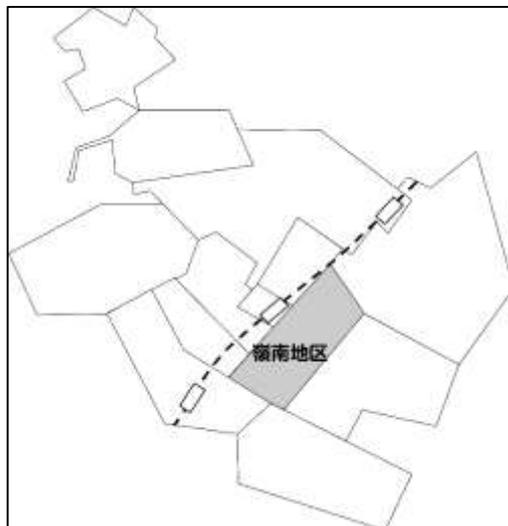
- ◇地域内の連絡網を構築
- ◇支援を必要とする人とお手伝いできる人を取りまとめる
- ◇子ども会と敬老会の交流を行う
- ◇情報を共有化できる特別なネットワークの構築

(4) 嶺南地区

■ 地区の状況

嶺南地区はJR東金駅の南側に位置しています。
地区内には東金警察署、千葉地方法務局東金出張所といった公共施設があり、スポーツ施設として東金アリーナが整備されています。

教育施設は嶺南幼稚園、東金中学校、県立東金特別支援学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

● 一般会員（世帯）数は1,003世帯で、加入率は69.8%となっており、次のような活動をしています。

- ◇敬老の日友愛訪問、長寿のお祝い
- ◇救急救命処置訓練
- ◇敬老会
- ◇男の料理教室
- ◇園児と長寿者のふれあい広場
- ◇研修視察
- ◇広報紙発行
- ◇友愛クラブ(高齢者ふれあい・いきいきサロン)
- ◇ひとり暮らし高齢者見守りふれあい訪問、手作り弁当による友愛訪問 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 日常的に顔を合わせて交流する機会が多くない、各団体・役員がいつも同じメンバーである、自分の生活で手いっぱい等の意見があり、ボランティアの高齢化や、人のことまで気が回せない等の課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇ボランティア協力者が足りないときにだけ加わってもらうグループを登録する
- ◇区の協議員に新たな住民を入れていく

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 イベントにいろいろな分野の人に参加してほしい、イベントを紹介しても申し込みが少ない、若者が集まる場所をつくってほしい等の意見があり、行事を組んでも人が集まらない、若者が集まる交流会がない等の課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇年に数回でも集まる機会を設ける
- ◇多種の団体との交流の場を設置
- ◇子ども会・敬老会等が合同イベントを発案
- ◇秋祭りを開催する

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 地域の実情が実感できず、課題の優先度が不明であるという意見や、地域内での役員間の交流が少ない等の意見があり、各団体間の交流が少なく、連携が取りづらいため、個人情報保護法により、情報が得られない、子どもたちの遊び場がほしいといった課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

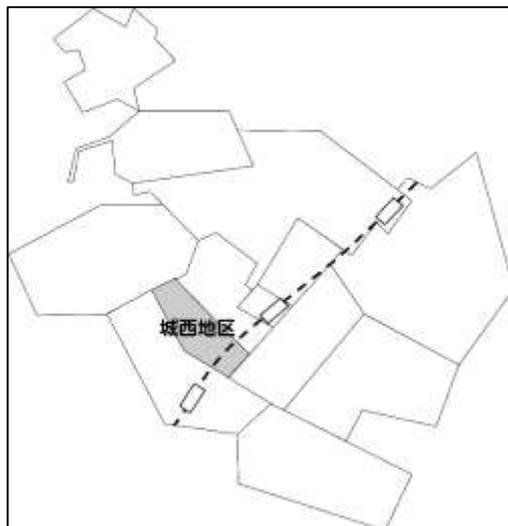
- ◇地区防災体制を構築する
- ◇要支援者を把握する
- ◇地区社協の役員メンバーで定期的に話し合いをする

(5) 城西地区

■ 地区の状況

城西地区はJR東金駅の西方、東金第1地区と大和地区との間に位置しています。

教育施設としては城西幼稚園、城西小学校、西中学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は581世帯で、加入率は63.9%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあいお楽しみ会
- ◇研修会
- ◇一声運動
- ◇防災講演会及び消防設備取扱い説明会
- ◇城西小学校学習支援
- ◇広報紙発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 地区内にどのような人が住んでいるのか分からないという意見や、各団体等の活動への理解がない、加入者が少ない等の意見があり、世帯の情報が伝わってこない、地域の構成員が不明である、隣近所の関係が希薄になったということが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇新たな住民へ常会の内容を説明するパンフレットを作成
- ◇ポスティングや戸別訪問をする
- ◇地区の各役員や若者の名簿を作成
- ◇広報活動をする

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 子どもが遊べる場所がない、世代間交流は重要である、新たな住民とコミュニケーションが取れていない等の意見があり、住民同士が交流する機会が必要との課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇イベント等の計画を行う
- ◇地区の歴史を広報に載せる
- ◇回覧板の字を大きくしてもらおう
- ◇公民館や集会所を開放する

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 各団体の存在が住民に周知されておらず、活動内容も理解されていないといった意見や、団体間の交流がないため、計画も立てられない等の意見があり、各団体が個別に活動していることが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇区の回覧物に各種行事の年間予定を載せる
- ◇城西三地区の防災連絡協議会を作る
- ◇保育所・老人施設でお手伝いをする

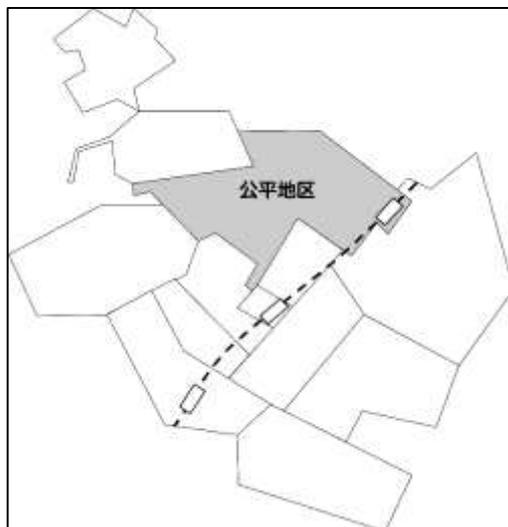
(6) 公平地区

■ 地区の状況

公平地区は本市の北方に位置し、JR求名駅の西方に広がり、北は山武市に接しています。

地区内には県立東金青年の家があり、その周辺には青年の森公園野球場とテニスコートが整備されています。

教育施設として、公平幼稚園、県立東金商業高校、県立農業高等学校、城西国際大学があり、若者と地域との交流も盛んとなっています。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は1,193世帯で、加入率は82.5%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあい広場
- ◇高齢者、ひとり暮らし交流会
- ◇高齢者友愛訪問
- ◇一声運動はがき慰問
- ◇視察研修 等
- ◇ボランティア清掃
- ◇減災マップシミュレーション
- ◇福祉座談会
- ◇認知症サポーター養成講座



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 人材の発掘はできているという意見が出た一方、発掘・育成の成果は出たが、意識にムラがあるという意見もあり、地域福祉に関する参画意識の希薄化や高齢者の地域社会づくりが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇相互理解やきっかけ作り
- ◇多くの方が参加できるイベントを企画
- ◇地域でボランティア活動を行っていく

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 世代間、地域間の交流が広く進んだや既存の組織・団体を地域福祉活動に組み込み、そこからリーダーを育てられたらよいという意見があり、課題として高齢化等が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇長寿会と子ども会とで夏休みにラジオ体操や昔の遊び等を合同開催
- ◇文化・スポーツクラブを中心とした長寿会活動
- ◇運動会等の行事を継続、発展

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 地域福祉ネットワークの構築が長寿会中心に進んでいるという意見や子どもについて課題があるという意見があり、企画力を高めるやボランティア活動の限界が課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇防災会の立ち上げ
- ◇友愛活動を地域の皆で行う
- ◇区長を中心としたネットワークを構築
- ◇高齢者世帯には近所から声掛け
- ◇生きがいとなる場をつくっていく
- ◇地域で見守れる組織をつくる

(7) 丘山地区

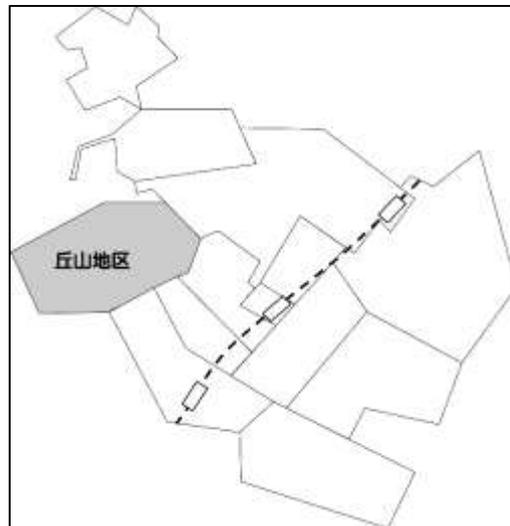
■ 地区の状況

丘山地区は本市の西端に位置し、千葉市、八街市、大網白里市と接しています。

都心と東金を結ぶ千葉東金道路と千葉県を南北に走る首都圏中央連絡自動車道とが接続する交通の要地であり、また、「千葉東テクノグリーンパーク」によって、企業団地が發展しています。

また、地区内には東千葉メディカルセンターがあり、地域中核病院となっています。

教育施設としては丘山幼稚園、丘山小学校、県立東金高等技術専門校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は 661 世帯で、加入率は 67.4%となっており、次のような活動をしています。

- ◇高齢者日帰りバスツアー交流会
- ◇敬老祝品の配布
- ◇認知症サポーター養成講座
- ◇いきいきサロン 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 地域が広い、情報が得られない、交流が少ないことから人材発掘が難しいとする意見や、福祉活動のPRが不足している等の意見がありました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇団体を越えた交流や運動
- ◇役員以外でも参加できる区会の開催

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 昔からの祭り等が減少し、交流やつながりがなくなったという意見や地域交流活動やサークル等のPRが不足している等の意見があり、新旧住民の関係がうまくいっていないところがあるので、関係を改善する、活動等への関心を高めていくことへの課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇公民館等を通じてサロン活動を充実
- ◇子ども会や地区社協と協力して世代間交流の機会を企画
- ◇各地域のイベント等を支援し合う
- ◇公民館を開放する

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 福祉活動の情報が文書配布だけで、内容が分かりづらい、高齢者の見守りを定期的に実施している等の意見があり、買い物や通院に交通の便が悪いとの課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇他団体と積極的に意見交換を図る
- ◇地域ミーティングの開催
- ◇他地区の行事を知ることのできるネットワークをつくる

(8) 大和地区

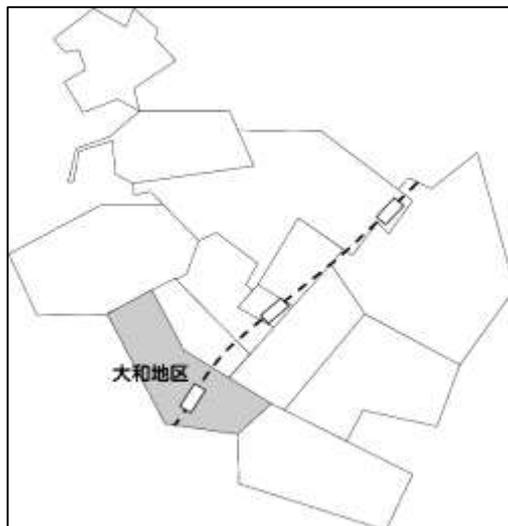
■ 地区の状況

大和地区はJR福俵駅の周辺に位置し、大網白里市に接しています。

JR福俵駅前には区画整理された街並みと自然に抱かれた住宅団地が造成され、ここには、大和幼稚園が設けられています。

住宅地の周辺には農地が広がり、農業が行われています。

また、地区の西側には、「房総の十和田湖」とも称される雄蛇ヶ池があり、四季折々の風景を映し出しています。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は934世帯で、加入率は78.6%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあいスポレク大和祭
- ◇ふれあい広場大和地区文化展・芸能発表会
- ◇ふれあい園児発表会
- ◇ふれあいソフトボール交流
- ◇高齢者支援・体験講座
- ◇城西小学校学習支援
- ◇地域福祉座談会
- ◇ボランティア交流会
- ◇福祉4団体交流会
- ◇異文化交流会
- ◇大和公民館美化活動
- ◇地区慰霊祭支援活動
- ◇広報紙発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 活動自体が知られていないと指摘する意見や、役員が負担になっている、後継者等の人材が不足しているという意見があり、人材不足を解消し行事・活動への参加者、認知を拡大していくことが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇コーディネーターの育成
- ◇役員選考基準の緩和
- ◇広報活動や声掛け

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 活動や交流が広がったとの意見もありましたが、世代間のイベントが少ないという意見や、新たな住民が地域活動になじめていないという意見もあり、団体の活動をアピールし、世代間の交流の場を増やしていくことが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇地域内の広報を強化する
- ◇大和祭等の個人・団体が参加できる行事を拡充
- ◇1回限りの参加しやすいボランティアの機会

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 大和各区と社協・他団体が密に連携しているとの意見もある一方、連携は限定的であるや民生委員との連携が少ないとの意見もありました。また、新旧の住民で地域交流に温度差があるとの意見もありました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇年間を通して計画的に行事を行う
- ◇個人情報の共有
- ◇定期的な会合や懇話会等を実施
- ◇城西国際大学の学生との交流

(9) 正気地区

■ 地区の状況

正気地区はJR東金駅の南東に位置し、九十九里町と接しています。

東金市は「植木のまち」ともいわれますが、正気地区はそれを支える地区となっており、いたるところに植木畑があり、どの家の庭先にも花木が見られます。

地区の公共施設として、市民スポーツの拠点となる家徳スポーツ広場や、汚水処理を行う浄化センターが整備されています。

教育施設としては正気幼稚園、正気小学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

● 一般会員（世帯）数は1,430世帯で、加入率は61.7%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあい広場
- ◇ひとり暮らし高齢者食事訪問
- ◇ひとり暮らし高齢者歳末慰問
- ◇ふれあい交流会
- ◇親子料理教室
- ◇男性料理教室
- ◇役員研修会
- ◇広報紙発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 公民館活動を推進して、地域にどんな人材がいるのかを確認し養成する、地区の各種団体の活動がよく分からないという意見や、住民同士の交流の機会がないといった意見があり、団体の交流を推進し、その中で人材を把握すること、地域・団体として問題解決に積極的に取り組むことが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇各団体が積極的な広報活動
- ◇PTAと各種団体との交流の機会を増やす

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 活動やサークルの目指す目的をはっきりさせ、共通する部分では連携するや老若男女が集う場を増やしていくといった意見があり、参加できる地域団体を工夫する必要があるという課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇共通の目標を通して団体同士の交流を深めていく
- ◇公民館活動を活発化する
- ◇学校との協力連携を拡大
- ◇地元企業の見学会を実施
- ◇地域の子どもたちに積極的なあいさつ
- ◇SNSを活用して情報を周知していく

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 小中学校での職場体験に積極的に参加する、認知症カフェを実施していきたいとの意見が出され、職場がなく、首都圏へ移動していることが課題として挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

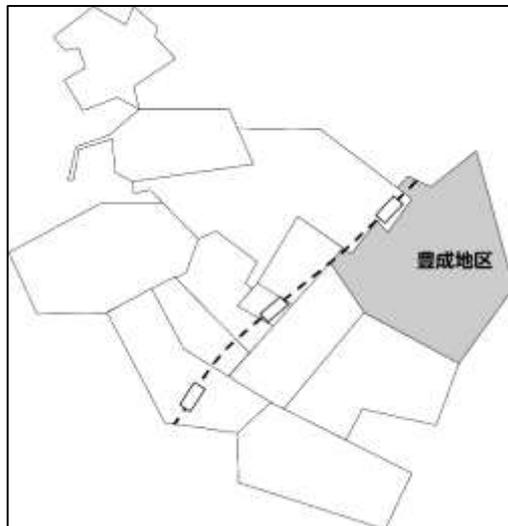
- ◇長寿会を活発化させる
- ◇安全な作業で多くの住民が参加できるような集いを実施
- ◇「子ども110番の家」のような活動を続けていく
- ◇参加のための移動手段を確保する

(10) 豊成地区

■ 地区の状況

豊成地区は本市の北東部にあって、JR求名駅の東方に位置し、山武市と九十九里町に接しています。

地区の北方、山武市とまたがる地域で、作田川沿いにある成東・東金食虫植物群落は国から天然記念物と指定され、珍しい植物の宝庫となっています。また、地区内には千葉県警察学校があり、保育・教育施設としては、第3保育所、第4保育所、豊成小学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

● 一般会員（世帯）数は1,233世帯で、加入率は89.3%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあい広場
- ◇すこやか親睦会
- ◇年度始め友愛訪問、年始友愛訪問
- ◇戦没者追悼式
- ◇福祉委員研修会、福祉委員視察研修会
- ◇広報紙発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 人材育成は良好であるとの意見があり、年齢差の問題や話し合いの場が必要、新旧住民、世代間の交流が少ない等の課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇地域や各種団体での研修
- ◇人材マップを作成
- ◇福祉委員と民生委員の間で意見交換をして共同の活動内容

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 みんなが参加できるイベントや伝統行事がなくなっているとの意見があり、ここから、予算がないや世話人がいない、多忙である等の課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇すこやか親睦会を拡大
- ◇公民館活動の活用、区内で懇話会
- ◇餅つき大会への協力
- ◇福祉教育現場への参加
- ◇地区民へのアンケートを行う

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 区長会や社協、民生委員等のつながりがなく、新旧住民の関わりがないという意見があり、それぞれの組織がばらばらであるとの課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇組織間のつながりを持つようにする
- ◇福祉委員・民生委員の活動内容を浸透
- ◇コーディネーターを育成し任命する
- ◇福祉タクシーの利用グループをつくる

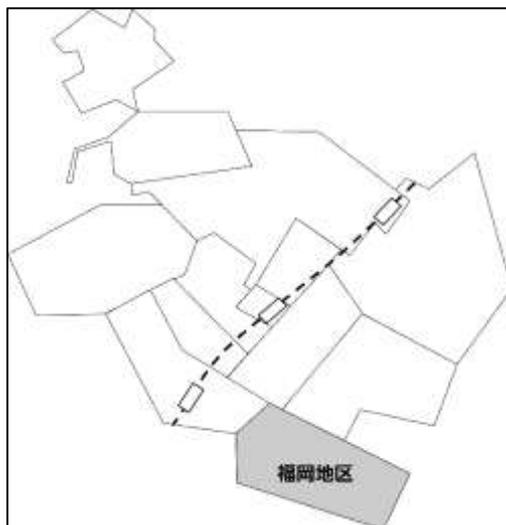
(11) 福岡地区

■ 地区の状況

福岡地区は本市の南端に位置し、大網白里市、九十九里町と接しています。

地区内を東金九十九里有料道路が横断しており、九十九里町へと続いています。また、東金九十九里有料道路の小沼田インターチェンジ近くには、小沼田工業団地があります。

保育・教育施設としては第5保育所、福岡小学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

● 一般会員（世帯）数は 937 世帯で、加入率は 91.9%となっており、次のような活動をしています。

◇福祉ふれあいお楽しみ会

◇保育所園児と世代間交流行事

◇福祉ふれあいグランドゴルフ交流会

◇旧福岡地区戦没者慰霊祭

◇合同七五三祝い

◇広報紙発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 特定の人が多く役職を引き受けているや地域活動に若い人材がいないといった意見があり、仕事とボランティア活動等の両立が難しい、人口減、高齢化、生活水準の低下等で人材発掘が難しい等の課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇休みの日に活動する
- ◇広報紙・機関紙を作成・配布
- ◇小学校の運動会に参加して交流を深める
- ◇各団体間の交流と意見交換

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 お祭りを行うことで世代間交流が図れたという意見があった一方、交流の機会、イベント等がないという意見もありました。また、世代間交流のできるイベントの開催を福岡公民館を中心に企画してはどうかという意見もありました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇交流の機会づくり
- ◇福祉ネットに多くの会員が参加できるようにする

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 近所とのつながりが福祉ネットワークの基礎であるとの意見や防災を進めるには共助なしでは実現しない等の意見があり、役員会員の若返りや市の行事への参加者が少なく市側の情報発信が必要との課題が挙がりました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

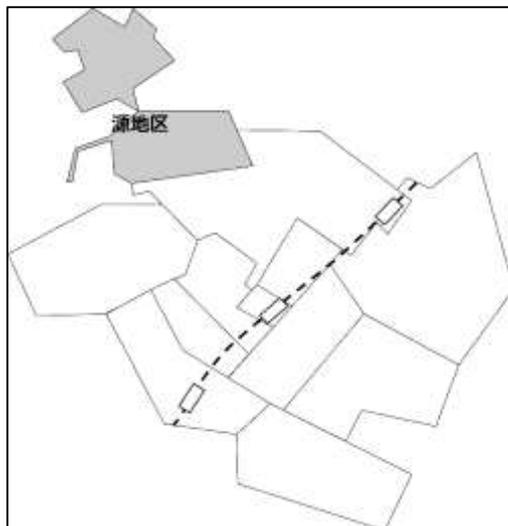
- ◇定期的な福祉活動や各種行事
- ◇補助金の支援や高齢者の活用

(12) 源地区

■ 地区の状況

源地区は本市の北端に位置し、八街市と山武市に接しています。

源地区は、明治時代に「日本の三模範村」として海外に紹介された歴史があります。現在では建築用の高級木材として知られる「山武杉」や、シイタケやわけぎ等の農作物の生産が盛んに行われており、市の特産物として広く出荷されています。教育施設として、源幼稚園、源小学校があります。



■ 地区社会福祉協議会の状況

- 一般会員（世帯）数は400世帯で、加入率は86.0%となっており、次のような活動をしています。

- ◇ふれあい広場
- ◇思いやりの会
- ◇新旧ボランティア交流会
- ◇研修旅行
- ◇公民館環境美化事業
- ◇福祉だより発行 等



□ 懇話会で出された意見の概要

〔テーマ①〕 地域人材の発掘・育成

〔意見〕 若者が少ない、つながりが少なくなっているとの意見があり、若者を地域内にとどめることや各家庭の状況を把握できるようにすることが課題として挙げられました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇幼稚園・小学校との地域ぐるみの交流
- ◇公民館でのサークル活動
- ◇年に4回ほどの交流の機会を計画・実行していく

〔テーマ②〕 世代・地域を越えた交流機会の拡充

〔意見〕 他地区との交流ができていない、交流の場所への足が確保できないとの意見や、本市全体で文化祭を開催すべき等の意見があり、交通手段の少なさや源公民館で飲食できなくなったことが課題として挙げられました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇公民館を利用した活動
- ◇夏祭りへ地区外の子どもも参加できるようにする
- ◇コミュニティーセンターを利用して各団体間の交流会を実施
- ◇交流の機会を計画・実行していく

〔テーマ③〕 地域福祉ネットワークの構築

〔意見〕 各団体で交流ができていないという意見や、地域内にどのような団体があるのかわかっていない等の意見があり、区長会で定期的に各団体長との合同連絡会を実施し、現状確認を行うことが課題として挙げられました。

〔提案〕 意見に対し、主に次のような提案がありました。

- ◇新聞・郵便の業者が異常を感じたときに連絡できるようにする
- ◇地域の団体を知らせる資料を作り広報活動する
- ◇地区の広報紙を作る
- ◇全年齢層の参画

資料

策定に係る資料

1 策定協議・検討に係る資料

(1) 東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

① 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により、東金市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「福祉計画及び福祉活動計画」という。）を策定することを目的として、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画及び福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他福祉計画及び福祉活動計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉及び保健団体関係者
- (4) 福祉関係事業者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 公募による市民
- (7) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了した時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

② 委員名簿

選出区分	役職等	氏名
学識経験のある者	東金市議会文教厚生常任委員会委員長	前嶋 里奈
	城西国際大学教授	石田 路子
	東金市区長会連合会会長	三須 芳雄
医療関係者	山武郡市医師会理事	岡崎 信彦
福祉及び保健団体関係者	東金市障害者福祉団体連絡協議会会長	鎗田 敏光
	東金市民生児童委員協議会会長	佐久間 一夫
	東金市母子保健推進協議会会長	上木 名慧子
	東金市家庭相談員	鈴木 小知子
福祉関係事業者	居宅介護支援事業所関係者 (居宅介護支援センターゆりの木苑 主任介護支援専門員)	山下 恵子
	東金市社会福祉協議会会長	川嶋 正明
地域団体関係者	東金市長寿の会連合会会長	永田 乙彦
	東金市ボランティア連絡協議会会長	遠山 みつ子
	福岡地区福祉ネット代表	片桐 昭泰
公募による市民	公募市民	植松 孝子
		今井 宏美

策定に係る資料

1 策定協議・検討に係る資料

③ 議事経過

日程	議事内容
<p>第1回策定委員会 平成28年10月25日(火)午前9時30分～ 東金市役所第1委員会室</p>	<p>(1)報告事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の方針について ② 現行計画における事業実施の評価について ③ 市民アンケートの調査結果について ④ 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会の実施結果について ⑤ 地区別の状況について (2)協議事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念及び基本方針について</p>
<p>第2回策定委員会 平成29年1月17日(火)午前10時～ 東金市役所第1委員会室</p>	<p>(1)協議事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について</p>
<p>第3回策定委員会 平成29年2月23日(木)午前10時～ 東金市保健福祉センター視聴覚室</p>	<p>(1)協議事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について ② パブリックコメントの実施について</p>

(2) 東金市地域福祉計画策定庁内検討委員会

① 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、庁内関係部局の職員（東金市社会福祉協議会の職員を含む。）により必要な事項を検討するため、東金市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定にかかる調査研究に関すること。
- (2) その他、福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員から必要な事項について聴取し、または検討委員会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から適用し、地域福祉計画策定の日その効力を失う。

策定に係る資料

1 策定協議・検討に係る資料

② 委員名簿

委員長	市民福祉部	市民福祉部長
委員	企画政策部	企画課長
	総務部	総務課長
		消防防災課長
	市民福祉部	社会福祉課長
		高齢者支援課長
		こども課長
		健康増進課長
	経済環境部	商工観光課長
	教育部	学校教育課長
		生涯学習課長
社会福祉協議会	事務局長	

③ 議事経過

日程	議事内容
第1回庁内検討委員会 平成 28 年 2 月 9 日(火)午前 10 時～ 東金市役所 401 会議室	(1)協議事項 ① 地域福祉計画の位置付けと概要について ② 策定方針とスケジュールについて
第2回庁内検討委員会 平成 28 年 10 月 24 日(火)午前 10 時～ 東金市役所 401 会議室	(1)報告事項 ① 市民アンケートの調査結果について ② 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇話会の実施結果について ③ 東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画原案について ④ その他
第3回庁内検討委員会 平成 29 年 1 月 5 日(木)午後 3 時～ 東金市役所 401 会議室	(1)協議事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
第4回庁内検討委員会 平成 29 年 2 月 17 日(金)午後 4 時～ 東金市役所 202 会議室	(1)協議事項 ① 東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について

(3) 市民へのアンケート調査

① 調査概要

本調査は、地域福祉の現状、行政に対する要望、市民の地域福祉に対する意識等を把握し、計画に市民の声を反映していくことや、今後の福祉施策へ生かしていくことを目的として行いました。

② 調査内容（選択設問・自由記述形式）

1 あなたについて

○性別、年齢、居住地区等の基本情報

2 福祉について

○福祉への関心

○情報の入手先について など

3 地域との関わりについて

○地域への愛着

○生活での不安や悩み

○地域の暮らしやすさ、地域での付き合いの程度

4 地域活動やボランティア活動等について

○活動への参加状況、参加意向、活動にあたっての課題

○活動の輪を広げるために必要なこと など

5 福祉サービスについて

○保健福祉施策について

○地域における支え合い活動を活発にするために重要だと思うこと など

6 第1次計画に対する自己評価について

○取り組み状況、取り組む必要があるもの

7 社会福祉協議会について

○社会福祉協議会、活動の認知度

○充実してほしい活動・支援 など

8 自由意見

○地域福祉への意見など

③ 結果概要

1 あなたについて

- ◇性別は、「男性」が44.6%、「女性」が53.9%となっています。
- ◇年齢は、「60歳代」が26.0%と最も多く、次いで「70歳代」が22.7%、「50歳代」が14.0%などとなっています。
- ◇居住地区は、「東金（上宿、谷、日吉台）地区」が14.4%と最も多く、次いで「田間地区」が13.4%、「正気地区」が12.7%などとなっています。
- ◇家族構成は、「親と子の2世代世帯」が38.3%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が28.3%、「ひとり暮らし世帯」が20.1%などとなっています。

2 福祉について

- ◇関心のある福祉分野は、「高齢者福祉」が43.9%と最も多く、次いで「児童福祉（子育て等）」が17.3%、「社会福祉（分野を超えた福祉全般）」が12.6%などとなっています。
- ◇福祉サービス情報の取得状況は、「十分ではないが、入手できている」が47.6%と最も多く、次いで「ほとんど入手できていない」が30.9%、「今のところ情報を得る必要がない」が16.0%などとなっています。
- ◇知りたい福祉サービス情報は、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が55.7%と最も多く、次いで「福祉サービス提供事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」が32.6%、「健診等の保健医療に関する情報」が24.1%などとなっています。

3 地域との関わりについて

- ◇地域に対する愛着は、「大いにある」、「ある程度ある」を合わせて66.8%、「あまりない」、「まったくない」を合わせて13.8%となっています。
- ◇暮らしの中で感じている悩みや不安は、「自分や家族の健康に関すること」が53.9%と最も多く、次いで「生活費等経済的問題」が28.4%、「介護に関すること」が25.7%などとなっています。
- ◇地域住民が取り組むべき課題や問題は、「緊急事態が起きた時の対応」が49.0%と最も多く、次いで「防犯や防災等地域の安全を守ること」が44.3%、「高齢者世帯の生活支援」が39.7%などとなっています。
- ◇現在の近所付き合いの状況は、「近所の方とは、あいさつ程度の付き合いはしている」が32.0%と最も多く、次いで「近所の方とは、会った時に立ち話をする程度の付き合いをしている」が29.3%、「困った時に相談し合えるほどではなくても、親しく付き合っている方がいる」が19.0%などとなっています。

4 地域活動やボランティア活動等について

- ◇身近な課題に対する最良の解決方法は、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が50.4%と最も多く、次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が24.9%、「地域のことに熱心な方たちが考えてくれるので、その方たちに任せておきたい」が16.4%などとなっています。
- ◇地域活動やボランティア活動への参加状況は、「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」が35.0%と最も多く、次いで「参加したことがないが、今後は参加したい」が23.9%、「現在、参加している」が20.0%などとなっています。
- ◇参加している活動は、「区会・自治会等の活動」が47.9%と最も多く、次いで「子ども会・PTAの活動」が9.3%、「社会福祉協議会の活動」が8.6%などとなっています。
- ◇活動の課題は、「新たなメンバーが加入しない」が24.9%と最も多く、次いで「リーダーが育たない・役員が固定化している」が17.4%、「専門的な研修を受ける機会がない」が13.2%などとなっています。
- ◇活動等への参加予定は、「機会があれば、取り組んでもよい」が40.4%と最も多く、次いで「あまり取り組みたくない」が16.2%、「取り組むことができない」が13.0%などとなっています。
- ◇活動の輪を広げるために必要なことは、「気軽に相談できる窓口を設置する」が34.7%と最も多く、次いで「活動に関する情報を積極的に発信する」が33.9%、「若い世代への参加を呼びかける」が30.3%などとなっています。
- ◇活動の適切な主導者は、「東金市」が49.0%と最も多く、次いで「東金市社会福祉協議会」が23.0%、「NPO・市民活動団体」が13.9%などとなっています。

5 福祉サービスについて

- ◇充実している保健福祉施策は、「健康づくり活動への支援」が24.0%と最も多く、次いで「健康や福祉についての情報提供」が19.0%、「支援が必要な方への見守り活動の支援」が13.0%などとなっています。
- ◇重要と考える保健福祉施策は、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が30.1%と最も多く、次いで「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める（住民同士や行政との協力等）」が22.4%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が21.7%などとなっています。
- ◇地域における活動をを活発化するための重要条件は、「困っている方や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が32.0%と最も多く、次いで「困っている方と、支援できる方とのつなぎ役（コーディネーター）を育成する」が27.3%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が26.9%などとなっています。

6 第1次計画に対する自己評価について

第1次計画において「市民や地域が取り組むこと」とされた内容について

- ◇「取り組みができていない」が最も多いのは、「点字ブロックの上や狭い道路に、自転車や自動車を駐輪・駐車しないよう心掛けます。」で82.3%、次いで「個人や家族が、普段から地域のことや福祉のことに関心を持ち、市や市社協の広報、区会・自治会の回覧板等に目を通すように心掛けます。」が68.3%、「日頃からのあいさつや、高齢者等への話しかけ等、日常生活の中で行うことができる行動を習慣とします。」が65.9%などとなっています。
- ◇「〈現在〉取り組みができていない」が最も多いのは、「障がいのある方やその家族との交流を行う等、幼少期からの福祉教育を進めます。」で67.1%、次いで「子ども会やジュニアリーダー講習会、夏休みボランティア体験に積極的に参加し、子どものころからの地域活動やボランティア活動体験を大切にします。」が66.7%、「積極的に社会福祉協議会事業へ理解を示し、参加や協力を努めます。」が65.3%などとなっています。
- ◇「〈将来〉取り組む必要がある」が最も多いのは、「点字ブロックの上や狭い道路に、自転車や自動車を駐輪・駐車しないよう心掛けます。」で80.3%、次いで「虐待を見たり、聞いたりした場合は積極的に相談機関へ連絡します。」が77.4%、「個人や家族が、普段から地域のことや福祉のことに関心を持ち、市や市社協の広報、区会・自治会の回覧板等に目を通すように心掛けます。」が75.1%などとなっています。
- ◇「〈将来〉取り組む必要がない」が最も多いのは、「子ども会やジュニアリーダー講習会、夏休みボランティア体験に積極的に参加し、子どものころからの地域活動やボランティア活動体験を大切にします。」で26.6%、次いで「地域の伝統行事や地域活動に自ら積極的に参加するように心掛けます。」が24.9%、「隣近所の方との日常的な付き合いを心掛け、お互いに不安や悩みを相談できる人間関係を築くようにします。」が23.9%などとなっています。

7 社会福祉協議会について

- ◇東金市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の認知度は、東金市社会福祉協議会を「よく知っている」が7.0%、「知っている」が44.4%、「知らない」が43.3%となっています。また、地区社会福祉協議会を「よく知っている」が4.6%、「知っている」が22.3%、「知らない」が65.7%となっています。
- ◇今後充実すべき東金市社会福祉協議会の活動・支援は、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が39.4%と最も多く、次いで「災害時におけるボランティア活動の体制整備」が37.9%、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が27.4%などとなっています。

(4) 関係団体へのアンケート調査

① 調査概要

東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する際の基礎資料とするため、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援等の各分野で地域福祉に携わる関係団体・機関に対し、アンケート調査を実施しました。

本調査では、活動の課題やその対応、今後の方向、地域福祉施策に関する提案など、主に「地域との連携」について、自由記述形式により意見をいただきました。

本計画には、意見のうち地域福祉全般にわたる主だったものを掲載しています。具体的な意見については、施策の推進や、個別計画の策定において活用してまいります。

② 調査内容（共通設問・自由記述形式）

- 1 現在、困っていること・課題（解決するための対応）
 - 団体運営における課題・問題点・改善すべき点
 - 地域や他団体、社協、行政等との連携に関する課題・問題点
 - 制度の変更等に伴い発生する課題・問題点 など
- 2 今後の活動方向及び地域、市、社協への提案・アイデア
 - 団体としての今後の方向性
 - 地域への取り組み内容、地域からの支援要望
 - 地域や他団体、社協、行政等との連携のあり方
 - 今後の活動にあたってのポイントとなること など
- 3 その他
 - 市の福祉環境を良くするための意見など自由に記入

③ 結果概要

1 現在、困っていること・課題（解決するための対応）

【子育て支援分野】

- ◇子どもの多様性の応じていくためにスタッフの確保が急務となるが、人材不足の現状にある。人材の確保が求められる。
- ◇団体運営を子育て世代中心で行うため、全員参加での会議や行事の開催が難しく、連携が図りにくい。

【高齢者支援分野】

- ◇地域の方々とのつながりを深めていくことで、日ごろの活動や行事、防災訓練等、お互いに協力し合える関係を構築できるようにしたい。
- ◇情報発信のあり方を検討していく必要がある。

【障がい者支援分野】

- ◇意識の変化により、当事者や当事者家族の会への参加が少なくなっている。会の活動等に理解をしていただくことが必要。
- ◇防災活動や、非常時の備えに対して、障がい者分野での対応が講じられているが、対応不足に感じる。早急に具体的な手法が求められる。
- ◇情報発信に関して各団体に協力をお願いしているが、引き続き、行政の仲介等をお願いしたい。

【その他】

- ◇公共サービスができない福祉の課題をコミュニティー・ビジネスのサービスで解決する。民間のような利益追求ではなく、継続できるだけの適正規模の利益を出すことでボランティアでは大変な継続性が生まれるのではないかと。
- ◇災害時、協力したいと思っている人はたくさんいるが、どこに相談したらよいか、どういう指示系統になっているか、不透明な部分が多く、手伝えないことがもどかしい。災害時の体制を、普段からはっきりさせておくとよい。
- ◇人材不足、後継者不足が深刻であり、対応が必要。

2 今後の活動方向及び地域、市、社協への提案・アイデア

【子育て支援分野】

- ◇他団体との連携を図りながら人材の確保や活動の継続または拡充も目指しているが、役員交代などもあり継続性が難しい。そのため団体間の調整役として、行政の支援（担当者）が必要となる。
- ◇保育園で行う活動の中で、地域の方々との交流の機会を持っている。今後も進めていきたい。

【高齢者支援分野】

- ◇行政や他団体との連携の強化を図り、活動内容の情報発信を通して地域住民への周知を希望している。
- ◇今後、高齢者が増えていく中で、認知症カフェやサロン活動等への地域・市民の協力が必要となる。既存の事業を通しながら、少しずつ、地域と連携を図っていきたい。
- ◇地域に開かれた施設・団体として、地域住民との交流を深めていきたい。

【障がい者支援分野】

- ◇障がい者の地域参画が進みにくい現状にあるが、「合理的な配慮」に基づき、機会づくりを果たしてほしい。
- ◇行政による積極的な支援により、障がい者と地域や団体とのつながりをつくってほしい。

【その他】

- ◇講習会や研究を実施するにあたり、それを生かす場所や体制を整備するとともに、「その後」に講習を各地域で生かせる具体的な手法の検討が必要。

3 その他

【子育て支援分野】

- ◇福祉環境向上のために連携した取り組みを進めていきたいが、現実的な対応が難しい状況にある。
- ◇地域の情報を収集していくことが重要であり、施設長等が集まり月1回の交流会や会議を設けていく必要がある。

【高齢者支援分野】

- ◇専門分野だけでなく、子ども・障がい者など、誰もが住みやすい「まち」となるように、そのためには何ができるのかを、考え、実践していく必要がある。

【障がい者支援分野】

- ◇福祉だけでなく、地域の中の問題点をさまざまな人、団体と共有して考えていくようなネットワークの構築が必要。
- ◇福祉、医療、教育など総合的な街づくりを地区の中で考え、「誰もが住みやすい・住んでよかった」地域を作るために、みんなで地域の問題点、安心な場所、危険な場所を知るための探索を定期的に行っていく必要がある。
- ◇将来の福祉環境を良くしていくために、学校や教育委員会の協力を得て、福祉への小中学生の積極的に関与する時間をつくり、お互いの違いを認め合う、心の教育環境のカリキュラムを独自に作ってほしい。

【その他】

- ◇市内の各団体の取り組み状況が見えにくく、全体のネットワークが把握できない。そのため、お互いが見えず、連携が取りにくい。事業を実施するにあたり、他団体との連携を強化することで事業を展開しやすくなる。相談できる窓口や、他団体との連携をコーディネートしてくれる組織があるとよいのではないだろうか。

2 用語一覧

あ行

育成医療

身体障がい児（将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。（p16）

か行

寡婦

「夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死が明らかでない一定の人」等と規定される人。（p43）

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。（p14）

更生医療

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。（p16）

さ行

災害ボランティアセンター

被災時に設置し、被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど、総合的なコーディネートを実施する。（p39）

自主防災組織

公的な消防組織（消防本部、消防団）ではなく、地域住民による任意の防災組織を指し、平時は減災、災害時は初期防災活動に従事することを目的とする。（p38, 40）

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた法律。（p4, 5, 18）

重度心身障害者

身体障害者手帳の等級が重度（1級または2級）の身体障がい者または療育手帳の等級が重度㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2)の知的障がい者を指す。（p16）

障害者虐待防止法

障がい者本人の権利・利益の擁護や障がい者への虐待の防止を目的とした法律。国民に通報義務を課し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として示した。

正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（p46）

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。障がいのある人へ差別的取扱いを行わないことや、障がいのある人への合理的配慮について定められている。

正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（p46, 47）

自立支援医療制度

医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療・更生医療・育成医療が含まれる。(p16)

身体障がい者

一定以上の身体上の障がいのある人のうち、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事から身体障害者福祉法による手帳の交付を受けた者を指す。(p16)

生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対する自立の促進を図ることを目的とする法律。(p48)

精神通院医療

精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。(p16)

精神障がい者

精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として、都道府県知事から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による手帳の交付を受けた者を指す。(p16, 21)

成年後見制度

認知症、障がい等により判断能力が低下している当事者に代わり、財産管理や契約等を代理者が行うことで、本人の権利を保護し、生活を支援する制度。(p56)

セーフティネット

制度の狭間、生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや、その体制を指す。(p4)

た行

待機児童

保育所への入所申請がなされており、入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童を指す。(p21)

団塊世代

第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期(昭和22～24年)生まれの世代。(p2)

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。(p3, 24, 46, 49)

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。(p21)

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者を指す。（p16）

超高齢社会

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。（p2, 10, 15, 21）

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力行為を指す。（p43）

な行

ニッポン一億総活躍プラン

あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すための計画。（p44）

は行

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人を指す。（p38, 40）

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（p38, 40）

要支援・要介護

介護保険サービスを受ける際の認定区分として要支援と要介護がある。

要支援は日常生活に不便をきたしている人を2段階に分類し、要介護は介護が必要な人を5段階に分類する。（p21）

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人を指す。（p40）

東金市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月:平成 29 年 3 月

発行・編集:東金市市民福祉部社会福祉課 / 社会福祉法人東金市社会福祉協議会

【東金市市民福祉部社会福祉課】

所在地:〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1 番地 1

電話:0475-50-1233(直通)

ファクス:0475-50-1232(直通)

ホームページ:<http://www.city.togane.chiba.jp/>

Eメール:syafuku@city.togane.lg.jp

【社会福祉法人東金市社会福祉協議会】

所在地:〒283-0005 千葉県東金市田間三丁目 9 番地 1

電話:0475-52-5198(直通)

ファクス:0475-52-8227(直通)

ホームページ:<http://www.togane-shakyo.jp/>

Eメール:togane.shakyo@cronos.ocn.ne.jp



東金市
マスコットキャラクター
とっちー



東金市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
さくらちゃん